【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月30日

【事業年度】 第20期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 株式会社TORICO

【英訳名】 TORICO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安藤 拓郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南二丁目 1番30号

【電話番号】 03 - 6261 - 4346(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 鯉沼 充

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南二丁目1番30号

【電話番号】 03 - 6261 - 4346(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 鯉沼 充

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年3月
売上高	(千円)	4,991,170	5,390,861	5,004,262	3,897,961	3,677,329
経常利益又は 経常損失()	(千円)	273,669	207,733	128,411	224,082	264,558
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失()	(千円)	254,307	152,783	74,365	272,651	445,558
包括利益	(千円)	254,307	152,783	75,101	269,571	445,660
純資産額	(千円)	689,212	1,071,367	1,164,935	896,209	805,923
総資産額	(千円)	1,503,556	1,930,277	2,247,389	1,853,812	1,473,425
1 株当たり純資産額	(円)	101.84	884.74	952.87	730.19	511.28
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()	(円)	628.85	241.21	60.37	223.64	294.32
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)		215.27	55.46		
自己資本比率	(%)	45.8	55.4	51.7	48.2	54.6
自己資本利益率	(%)	45.2	17.4	6.7		
株価収益率	(倍)		8.11	21.88		
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	288,598	24,208	14,155	187,492	140,017
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	29,310	78,077	50,734	136,520	26,884
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	9,111	242,117	361,393	134,713	195,235
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	549,011	737,259	1,062,248	606,607	634,881
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	50 (73)	67 (93)	70 (101)	66 (113)	64 (114)

- (注) 1.当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額 及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()については、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
 - 2.第16期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、第16期の当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第19期及び第20期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 3.自己資本利益率については、第19期及び第20期は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 - 4.第16期の株価収益率は当社株式が非上場であるため、また第19期及び第20期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 5.従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、最近1年間の平均人員を〔〕外書きで記載しております。
 - 6.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高	(千円)	4,991,650	5,391,461	5,004,742	3,897,473	3,652,301
経常利益又は 経常損失()	(千円)	273,667	208,529	129,612	198,658	227,776
当期純利益又は 当期純損失()	(千円)	254,433	153,783	75,264	247,016	467,679
資本金	(千円)	50,000	160,556	183,217	188,901	366,965
発行済株式総数						
普通株式	(株)	10,110	1,208,400	1,242,820	1,258,100	1,614,100
A 種優先株式	(株)	5,400				
B 種優先株式	(株)	2,765				
C 種優先株式	(株)	5,085				
純資産額	(千円)	690,332	1,073,488	1,167,220	921,048	808,744
総資産額	(千円)	1,504,543	1,932,188	2,248,383	1,869,729	1,469,852
1 株当たり純資産額	(円)	99.07	886.49	955.35	750.47	513.07
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	(円)	629.16	242.79	51.16	202.62	308.93
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)		216.68	47.00		
自己資本比率	(%)	45.9	55.4	51.8	49.1	54.9
自己資本利益率	(%)	45.2	17.5	6.7		
株価収益率	(倍)		8.06	25.82		
配当性向	(%)					
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕	(名)	50 (73)	67 (93)	70 (101)	66 (111)	63 (114)
株主総利回り	(%)			67.50	51.15	37.20
(比較指標:東証グロース市場250指数)	(%)	()	()	(94.8)	(38.1)	(33.3)
最高株価	(円)		2,540	2,340	1,935	1,601
最低株価	(円)		1,864	975	864	728

- 1.1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()については、第16期については、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の発行金額を純資産の部の合計金額から控除して算定しております。また、当社は2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っており、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
 2.第16期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの第26期の光分株式は共長場であり、期内収集機構成が関係であります。第16期の光分株式は共長場であり、期内収集機構成が関係であり、また、第10期及び第20期は14株の、第26期の光分株式は共長場であり、期内収集機構成が関係であり、また、第10期及び第20期は14株
 - 2 ・第16期、第19期及び第20期の信任株式調整後「株当たり当期紀利益については、信任株式は存任するものの、第16期の当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第19期及び第20期は 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 3 ・自己資本利益率については、第19期及び第20期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
 4 ・第16期の株価の株価が出土でも10世代であるため、また第19期及び第20期は 1 株当たり当期純損失であるため、また第19期及び第20期は 1 株当たり当期純損失である

 - 4 . 第16期の株価収益率は当社株式が非上場であるため、また第19期及び第20期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 5 . 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、最近1年間の平均人員を〔〕外書きで記載しております。
 6 . 第16期から第20期は、無配のため、1株当たり配当額及び配当性向の記載はありません。
 7 . 当社は、2021年12月13日付で、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき、自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、2021年12月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
 - をすべて消却しております。

 8.2022年3月23日付で東京証券取引所マザーズ市場(提出日現在グロース市場)に株式を上場いたしましたので、第16期及び第17期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第18期から第20期までの株主総利回り及び比較指標は、2022年3月期末の株価を基準として算定しております。

 9.株主総利回りの比較指標については、東京証券取引所の市場区部見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から

EDINET提出書類 株式会社 T O R I C O(E37457)

有価証券報告書

- 「東証グロース市場250指数」へ変更されております。

 10.最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおける株価であり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、当社株式は、2022年3月23日付で同取引所に株式を上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。

 11.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社グループ創業者である代表取締役社長の安藤拓郎は、外資系企業、総合商社に在籍した経験から得た「日本発の世界を虜にする企業を創りたい」という想いを実現するために、2005年7月に株式会社TORICOを創業しました。

会社設立後の沿革につきましては、以下のとおりであります。

年月	概要
2005年7月	東京都中野区に当社を設立。オリジナルスニーカーの製造販売事業を目的として東京都中野区に当社
	を設立(資本金 501万円)
2006年 1 月	本社を東京都杉並区に移転
2006年8月	本社を東京都中野区に移転。コミック全巻セットECサービス「漫画全巻ドットコム」を開始
2007年1月	本社を東京都八王子市に移転
2007年10月	本社を東京都台東区に移転
2009年4月	本社倉庫を千葉県市川市に開設
2010年12月	本社倉庫を東京都文京区に移転
2014年 5 月	本社倉庫を東京都千代田区に移転(オフィス/倉庫)
2015年 4 月	女性向けコミックECサービス「ホーリンラブブックス」を事業譲受により開始
2016年 5 月	男性向けコミックECサービス「まんが王」を事業譲受により開始
2016年7月	イベントサービス「マンガ展」を開始
2016年7月	デジタルコミック配信サービス「スキマ」を開始
2017年 5 月	デジタルコミック配信サービスのアプリ運営会社登録を目的とした株式会社ROLLを設立(資本金 999 │
	万円)
2017年10月	海外向けデジタルコミック配信サービス「MANGA.CLUB」を開始
2018年3月	コミック紹介の情報サービス「マンガのとりこ」を開始
2019年3月	イベントスペース「池袋虜(現マンガ展 池袋)」を東京都豊島区に開店
2019年 9 月	イベントスペース「大阪谷六虜(現マンガ展 大阪)」を大阪府大阪市中央区に開店
2020年7月	リアル書店「リブリオShop」を福岡県行橋市に開店
2020年10月	第 2 倉庫(舎人DC)を東京都足立区に開設
2020年10月	漫画全巻ドットコム(電子)のビューワーアプリの運営会社登録を目的とした株式会社漫画全巻ドッ
	トコムを設立(資本金 100万円)
2020年11月	│ デジタルコミック配信サービスのアプリ運営会社登録を目的とした株式会社スキマを設立(資本金 │ ───
	100万円)
2021年4月	イベント(物販)スペース「渋谷虜(現マンガ展 渋谷)」を東京都渋谷区に開店
2021年9月	「漫画全巻ドットコム」ECアプリリリース
2021年9月	第3倉庫(川口DC)を埼玉県川口市に開設
2022年3月	イベントスペース「マンガ展 名古屋」を愛知県名古屋市東区に開店
2022年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、マザーズ市場からグロース市場に移行
2022年7月	台湾に支社を設立
2022年11月	シンガポールに子会社を設立
2023年 9 月	本社倉庫を東京都千代田区に移転(現本社オフィス)
2023年10月	倉庫を東京都足立区に移転(現新田DC)
2024年 3 月	│株式会社テイツーと資本業務提携及び第三者割当増資契約を締結 │
2024年 8 月	トレーディングカード専門ECサービス「トレオタ」を開始
2025年 2 月	イベントスペース「マンガ展 天王寺」を大阪府大阪市天王寺区に開店
2025年 4 月	│ グロースパートナーズ株式会社が管理・運営を行うファンドであるGP上場企業出資投資事業有限責 │
	任組合に対して、第三者割当の方法により第9回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約
	権付社債の発行を決議し、同社と業務資本提携契約を締結

3 【事業の内容】

「世界を虜にする」をビジョンに掲げ「世界に"楽しみ"を増やす」というミッションを実現するために、日本が世界に誇るカルチャーであるマンガを軸足として多角的な事業展開を行っております。

休日に自宅でマンガを一気読みする楽しさ、ちょっとしたスキマ時間に読むデジタルコミックの楽しさ、マンガの世界観を凝縮したスペースに浸る楽しさなど、あらゆる生活シーンに楽しみを増やすことで社会に貢献したいと考えています。

当社グループはマンガ事業の単一セグメントでありますが、コミック全巻セットに特化したネット書店「漫画全巻ドットコム」を中心のサービスとしたECサービス、国内外へのデジタルコミック配信サービス、リアルスペース及びECサイトでのマンガイベントサービスの3つを並行して展開することで、サービス間の垣根を越えたシナジーを生み出しており当社グループの強みとなっております。

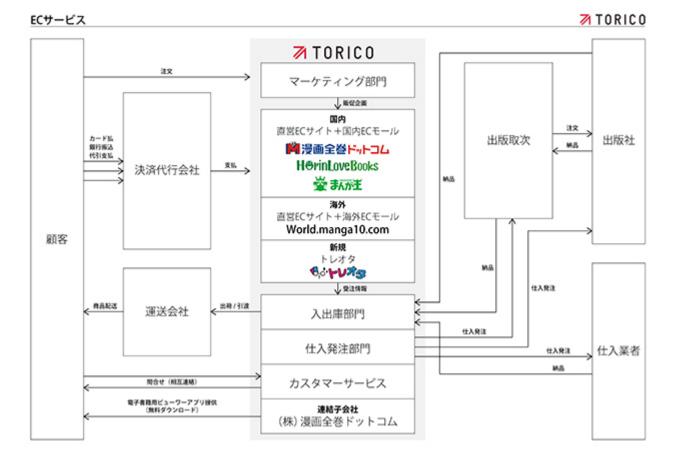
当社グループは当社及び連結子会社4社で構成されております。シンガポールでのサービス運営を行うシンガポール子会社以外の連結子会社3社はECサービス、デジタルコミック配信サービス、イベントサービスのアプリ提供事業者として設立しておりますが、各種サービスの主体的な運営は全て当社で行っております。

ECサービス

「漫画全巻ドットコム」(コミック全巻セットに特化したネット書店)、「ホーリンラブブックス」(女性向け作品ネット書店)、「まんが王」(男性向け作品ネット書店)、「トレオタ」(トレーディングカードEC)のユーザー層/コンセプトの異なる種類のECサービスを運営しています。コミックの他作品関連グッズの取扱販売を行っており、仕入商品以外に自社イベント事業での限定オリジナルグッズの販売先としても展開することで、楽天市場やYahooショッピングなどのショッピングECモール利用者への販売提供機会を増加しています。

また、国内直営サイトならびにショッピングECモール運営ノウハウを活用し、海外居住ユーザー向けの直営越境ECサイト「World Manga10」の運営に加え、中国・東南アジアユーザーが多く利用する「Tmall Global (天猫国際)」「shopee」を介した商品販売を行っています。連結子会社の株式会社漫画全巻ドットコムはECサービス「漫画全巻ドットコム」の電子コミック配信サービスにて顧客がダウンロードして使用するビューワーアプリの登録会社となっております。

(事業系統図:ECサービス)



デジタルコミック配信サービス

国内デジタルコミック配信サービス「スキマ」、海外デジタルコミック配信サービス「MANGA.CLUB」の運営を行っております。国内/海外、ウェブ/アプリ、スマートフォン/タブレット/PCを問わない柔軟な閲覧が可能で且つ一部無料で読むことができることから、当社グループサービスの中では最大のユーザー数を誇るサービスに育っております。比較的ライトなユーザーにとってのマンガ閲覧のハードルをできるだけ低くすることによって、よりコアなサービスであるECサービス及びイベントへとユーザーを誘導する入り口としての役目も果たしています。連結子会社の株式会社スキマはデジタルコミック配信サービス(スキマサービス)のアプリ運営登録会社となっております。

(事業系統図:デジタルコミック配信サービス)

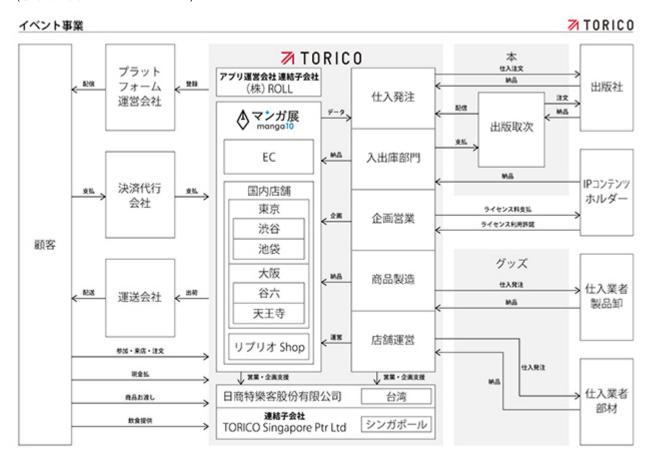


イベントサービス

消費者のニーズが「モノ」から「コト」へと変化する中で、当社グループは自社運営店舗ならびにECサイトで企画 開催されるイベント「マンガ展」を通じて、国内外問わず全てのマンガファンにマンガを読むだけで収まらない新た な体験・楽しみの機会を提供しています。具体的には東京・池袋、大阪・谷六の全国 2 拠点で飲食提供可能なコラボ カフェ催事店舗に加え、東京・渋谷、大阪・天王寺にてコミックの他、マンガ・アニメ・ドラマ等のグッズ販売を行 う物販催事店舗とあわせて、原画の展示、作品の世界観をより深く楽しめるフード・ドリンクの販売提供、限定オリ ジナルグッズの販売や漫画家や演者キャストのサイン会やトークイベントなどを複合的に企画開催しております。

また、日本国内で企画開催したオリジナルグッズ販売やサイン会企画などの催事を海外展開することを目的に、支店(日商特樂客股份有限公司)運営による台湾店、現地法人(TORICO SINGAPORE PTE. LTD.)によるシンガポール店の運営を行い、これまで日本国内でのみ購入することが可能な公式ライセンスグッズを海外店舗で入手することが可能となった他、日本国内展開イベントや商品を現地店舗からSNS等を介し継続的な情報発信を行うことでインバウンド時のイベント参加、店舗来訪客の増加にも寄与させる取り組みを行っております。「マンガ展」サイト内のECサービスにより、店舗に来店することなくオリジナルグッズの購入が可能であるほか、一部オンライン限定商品の販売企画を開催しています。連結子会社の株式会社ROLLはイベントサービスのECならびに店舗来場予約機能を兼ねたマンガ展アプリの運営登録会社となっております。

(事業系統図:イベントサービス)



当社グループはこれらのマンガを軸とした複数サービスを並行して提供することで、様々な嗜好を持つマンガファンがそれぞれのサービスを入り口として、別のサービスへと回遊/利用してもらうことによる相乗効果を狙っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社ROLL	 東京都千代田区 	9,990	アプリのアカ ウント管理	100	役員兼務1名
株式会社漫画全巻ドットコム	│ │東京都千代田区 │	1,500	アプリのアカ ウント管理	100	 役員兼務1名
株式会社スキマ	東京都千代田区	1,000	アプリのアカ ウント管理	100	役員兼務1名 当社と業務委託契 約を締結しており ます。
TORICO SINGAPORE PTE.LTD. (注)1.	 シンガポール 	600 千SGドル	イベントサー ビス及びEC サービス	100	役員兼務1名
(その他の関連会社)					
株式会社テイツー (注)2.	岡山県岡山市	100,000	リユース商材 を中心とした 店舗運営及び ECサービス	19.09	当社がホビー商材を 仕入している。 当社より新刊コミック等の供給を受けている。 役員の兼任あり。

- (注) 1.特定子会社に該当しております。
 - 2 . 有価証券報告書提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

事業所の名称	従業員数(名)
合計	64 (114)

- (注) 1.従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は〔〕外書きで年間平均雇用人数を記載しております。
 - 2.当社グループは、マンガ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの従業員数については記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年 3 月31日現在

従業員数(名)	社員平均年齢(歳)	社員平均勤続年数(年)	社員平均年間給与(千円)
63 (114)	34.5	4.4	4,206

- (注) 1.従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は〔〕外書きで年間平均雇用人数記載しております。
 - 2. 社員平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 当社は、マンガ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの従業員数については記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の賃金差異 提出会社

		当事業年度			
管理職に占める	男性労働者の育	労働者の男	女の賃金の差異(%)(注1)	補足説明
女性労働者の割 合(%)(注1)	児 休 業 取 得 率 (%)(注2)	全労働者	正規雇用労働者	パート・ 有期労働者	
50.0		66.3	78.1	101.2	

- (注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 - 2.「育児休業、介護休業育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「世界を虜にする」をビジョンに掲げ「世界に"楽しみ"を増やす」というミッションを実現するために、「漫画全巻ドットコム」をはじめとするマンガビジネスを展開しております。

また、上記理念のもと、当社グループの役員及び従業員全員の共通価値観として以下5つを定め日々の活動を 行っております。

1.「遊び」にマジメに、2.とにかく速い、3.自分ゴト化する、4.日々挑戦、日々進化、5.隣人を饗す

(2) 経営環境及び中期経営戦略

当社グループは、マンガ事業の単一セグメントでありますが、主要サービスごとの中期経営戦略は以下のとおりであります。

(ECサービス)

当社グループの主力サービスであるECサービスについては、まず近年見られる現象として、マンガ作品のメディア化(TVアニメ、TVドラマ、映画、動画配信サービス、ゲーム、演劇等)が老若男女幅広い層への認知を生み出し、強いブーム性のある新たなコミック需要を喚起するという傾向が続いております。今後もブーム性の強弱はあれど、メディア作品の原作としてのコミックのニーズの高まりは継続していくと思われます。また、現在の行動制限が緩和された後においても、自宅におけるエンターテイメントの選択肢として、メディア化された原作マンガ作品を楽しむこと、その購入経路として当社サービスへの認知度が維持拡大されてゆくことを想定しております。

そのような、経営環境を背景に、当社グループは現時点でコミックを全巻セットで販売するサービスにおいては、引き続き優位な販売シェアを獲得できていると想定しており、以下に掲げる強みを武器に、サービス競争力をさらに高めていくことを基本戦略としております。

メディアミックスによるマンガ全巻需要の拡大



強み

ロングテール戦略による差別化

当社グループは「コミックのまとめ買い」サービス事業者のパイオニアとして、事業開始以来17年にわたりデータを蓄積、更新し続けることで独自のデータベースを構築してまいりました。このデータベースと全巻セットに特化した倉庫運営によって、漫画全巻ドットコム内での2025年3月末時点の購入可能コミック全巻セット数は25,302セットと、競合他社を引き離し優位なポジションを築いていると考えております。

最新の人気コミックから他社では取り扱いが無いような往年の名作コミックまで幅広い品揃えを持つことによって、今後も「コミックのまとめ買い」という購入方法、ライフスタイルを広げていき、紙コミックの市場規模拡大に貢献し、拡大した市場成長を享受できる立場にあると自負しております。

ロングテール戦略により増え続ける競合不在エリアを深耕



好循環をもたらす販売力と仕入力

長年にわたる出版社との強いネットワーク、独自データベースと経験値がもたらす低返本率により、出版社は返本リスクの低減、出版取次は返本物流コスト負担の軽減に繋がっています。また、出版取次からの配本数は返本率・販売量が反映されており、当社の安定的な仕入力は他社がすぐに到達し得ない参入障壁であると自負しております。

この仕入力に、既存購入会員のリピート購入、既存データを活かした新規顧客の獲得による販売力が加わることで、「返本することなく大量に販売する」ことが「在庫を切らさない安定的な仕入れ」につながるという 好循環を継続的に生み出しています。

低返本率による豊富な品揃えの実現



具体的な戦略、施策としては以下を推進していく予定です。

施策

広告宣伝 / 広報 / マーケティング強化によるブランド認知度向上

SNS、ネットニュース、ネット広告等メディアでの露出を通じて「漫画全巻ドットコム」の認知度は徐々に広がりつつありますが、「コミックのまとめ買い」の手軽さ、楽しさの認知を一層広げていくことが売上拡大を図るにあたり重要であると認識しております。

データベース活用による売上拡大・コスト削減

データベースを最大限活用することによって、サービスの利便性向上、顧客満足度の向上、欠品 / 過剰在庫の回避、効果的な新規サービスの開発等を実行することが、今後の売上拡大・コスト削減への大きな要素であると考えます。また、更なるデータ活用の精度向上は当社グループの成長余地であると認識しています。

自社物流倉庫機能の強化

○「デカラのびいども」製作委員会 ○「記書もテムリルデ表案に思しても」製作委員会・WAS ○「正文実会の前面的な関係」 ○「記念ましてこんでもは、影響してくぎさい」製作委員会・MAS ○音楽学二末ノ「おそむさん」のSTAC(製作委員会2024)

ブーム性のあるコミックから年に数回しか注文のないコミックまで幅広い顧客需要へ対応すべく、随時、倉庫オペレーションの効率化・自動化、必要に応じて増床していくことによって機会損失を最大限回避して参ります。また、欠品の減少、注文から出荷までの時間短縮を更新し続ける組織体制の構築を推進して参ります。

(イベントサービス)

当社グループが成長サービスとして位置づけるイベントサービスについては、着実に成長を続けており、東京・大阪をはじめとする国内主要都市において、当社独自の世界観を体感できる常設型の自社店舗を運営しています。各店舗では、原作ファンの期待に応える没入型の展示や演出を通じて、リピーターの獲得やブランドロイヤリティの向上に寄与しております。加えて、自社製造によるオリジナルグッズの企画・開発体制を強化し、作品の世界観を忠実に再現した商品展開を行うことで、他社との差別化を推進しております。更に、実写ドラマと連動したイベントなど、独自性の高いコンテンツ開発にも取り組み、日本発エンターテインメントの価値の最大化を追求しております。

当社イベントサービスの特徴である、アニメ化される人気作品から熱量の高いファンを抱えるニッチ作品までを幅広く企画実施できること、「コミック原作」×「実写ドラマ化」作品での商品化やポップアップ催事展開を放映タイミングにあわせて展開すること、自社でのグッズ企画・製造能力を保有していることを強みに、中長期的なイベントサービスの成長性は当社が展開するサービスの中でもポテンシャルが高いと考えております。

差別化されたイベント企画と海外展開

コミック原作×実写ドラマ化作品を中心に独自性のあるイベントの実施拡大



国内にとどまらず、現地パートナーとの連携を通じて、当社と連携先企業の共同企画による日本のIPコンテンツを活用したイベントを実施しており、海外(東アジア圏)でのにおける認知度の向上とファン層の拡大を図りつつ、継続したイベント巡回も決定しており、単発的な売上案件への依存から、持続的な成長フェーズへと移行しております。特に海外市場においては、海外マンガファンのニーズも高く、強く支持されていることから、世界キャラクター物販市場への積極的な拡大に挑戦していく予定です。マンガがアニメ化されネット動画で拡散されることで、マンガ作品の認知度は世界的に高いものの紙コミック、電子コミックは言語の違い、海賊版等の障壁でビジネスを拡大できていない一方で、グッズに関してはどの地域であっても手軽に購入できる非言語商材であるため世界的なニーズが存在していると考えます。

また、当社は、現在国内4店舗(渋谷、池袋、大阪・谷六、大阪・天王寺)と、海外2店舗(台湾、シンガポール)、国内外の自社運営ECサイト及び他社ECモールの活用による越境ECサイト(worldmanga10)の出店強化を推し進めておりますが、今後も、進出国に適した取扱い商品、販売形態を模索しながら、積極的且つボーダレスな拡大戦略を進めていく計画です。

グローバルパートナーシップによるアジア地域の販路拡大

現地パートナーとの連携により、アジア主要都市でのコラボカフェ・物販事業を継続展開。当社が企画・製造を担い、現地での販売を委託するモデルによりスピードと利益率を両立。



(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の拡大を図るために、事業規模の拡大を重視しており「売上高」を重要な指標と考えております。

また、当社は、紙コミックのECサービスを主としており、売上総利益率はある程度、固定化されているものの、 倉庫物流業務の効率化などの企業努力と、各種マーケティング施策等で、顧客にどれだけ付加価値のある楽しみを 提供できたかを測る指標として「売上高経常利益率」を重要な指標としております。売上高経常利益率は、営業活動が効率的に行われたかどうかを見るために有効な指標であることが当該指標を重視している理由であり、業界構 造の観点から書店平均的数値は1%以下と推測されるなかで、当社では常に業界平均を上回る利益率の水準を実現 することを中期計画における経営目標の目安としております。

また当社の取締役会等でサービスの月次推移を報告するにあたっては、販売者数や月間アクティブユーザー数、コンバージョンレート、顧客単価等をKPIとして使用しており、計画達成に必要な目安と定めその推移を確認しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が続いております

「3.事業等のリスク (5) 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載している対応策を迅速かつ着実に行い、早期に継続企業の前提の疑義を解消することが最重要課題であると認識しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

様々な社会課題の顕在化やステークホルダーの価値観の変容に伴い、ESG(環境・社会・ガバナンス)を重視した 経営や経済価値と社会価値の双方を創出するサステナビリティ経営がより一層求められています。当社グループ も、持続的な社会の創造については、責任をもって取り組んでいくべきであると考えています。

当社グループは「世界を虜にする」をビジョンに掲げ「世界に"楽しみ"を増やす」というミッションを実現するために、各種のマンガビジネスを展開しておりますが、「世界に"楽しみ"を増やす」ビジネスが持続的に成立する前提には、持続可能な社会が創造される必要があると考えております。当社グループは、今後の企業活動が長期的な視点で社会に与える影響を考慮し、経済価値のみならず持続的に社会価値を創出する企業を目指し経営を進めていくことが必要だと考えております。

また、その実践に際しては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」にも記載のとおり、人的資本の持続的な増強を重視しております。当社グループのビジョンとミッションに共感し集まった人的資本こそが当社グループの活動における様々な価値創造の源泉であると考えており、特に全ての従業員に対して年齢、性別、国籍に関わらない公平な賃金の支払いに努めるとともに、ジェンダー・ペイ・ギャップの解消を目指していくことや、各自の能力を十分に発揮できる成長機会の提供と入社時の雇用形態に捉われない公平な評価を目指していく事等を重視する、ダイバーシティ経営の推進を戦略の骨子に据えております。

(2) 具体的な取り組み

国内外のサステナビリティ開示で広く利用されている「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD: TaskForce on Climate-related Financial Disclosures)」の4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標)に基づき、取り組みを開示いたします。

ガバナンス

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置づけております。

取締役会を経営の基本方針や重要課題並びに法令で定められた重要事項を決定するための最高意思決定機関と位置づけ、原則月1回開催するとともに、事業経営にスピーディーな意思決定と柔軟な組織対応を可能にするため、常勤取締役及び常勤監査役、執行役員等が出席する経営会議を原則週1回開催しております。加えて、業務執行に関する監視、コンプライアンスや社内規程の遵守状況、業務活動の適正性かつ有効性を監査するため、監査役が取締役会に出席することで議事内容や手続き等につき逐次確認いたしております。また、内部監査担当者を置き、内部監査を実施し、監査結果を定期的に代表取締役に報告しております。

ディスクロージャーに関しましては、会社法、金融商品取引法に定められた情報開示はもとより、取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(適時開示規則)」に基づく情報開示は、上場会社としての当然の責務と考えております。また、株主・機関投資家・個人投資家・顧客等に向けたIR活動も重要な企業責任であるとの認識に立っており、一般に公正妥当と認められた企業会計基準を尊重し、監査法人のアドバイス等を積極的に受け入れ、制度としてのディスクロージャーの他、リスク情報を含めた自発的なディスクロージャーにも重点を置き、透明性、迅速性、継続性を基本として積極的な開示に努めております。

戦略

当社グループのマンガ事業は、多角的なソフトビジネスであり、当社グループのビジョンとミッションに共感し集まった人的資本こそが当社グループの活動における様々な価値創造の源泉であると考えております。このため、サスティナビリティの実践に向けては、特に人的資本の増強に関する戦略を中心に据えており、その重要テーマとして、全ての従業員に対して年齢、性別、国籍に関わらない公平な賃金の支払いに努めるとともに、ジェンダー・ペイ・ギャップの解消を目指していくことや、各自の能力を十分に発揮できる成長機会の提供と入社時の雇用形態に捉われない公平な評価を目指していく事等を重視する、ダイバーシティ経営の推進を戦略タスクの骨子に据えております。

ダイバーシティ経営の推進

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

1.女性の活躍推進

更なる女性の活躍推進を目指し、女性が能力を十分に発揮できるような職場環境づくり、キャリア支援を実施していきます。2025年3月末時点で、女性社員比率は50.0%、女性管理職比率は50.0%であり、現時点でバランスの取れた環境が整備されていると考えておりますが、中長期的にもその維持継続を図る方針です。

2. ジェンダー・ペイ・ギャップ(性別による賃金格差)の解消

全ての従業員に対して年齢、性別、国籍に関わらない公平な賃金の支払いに努めるとともに、ジェンダー・ペイ・ギャップの解消を目指しています。2025年3月末時点で、ジェンダー・ペイ・ギャップは女性:男性 = 1:1.28ですが、中長期的にはさらなる改善を目指してゆく方針です。

3. 公平な成長機会の提供

正社員、非正規社員を含めた全ての従業員に対して、各自の能力を十分に発揮できる成長機会の提供と入社時の雇用形態に捉われない公平な評価を目指しています。2025年3月末時点で、正社員62名中20名(32.8%)が非正規雇用から正社員雇用に移行していますが、中長期的にも水準の維持継続を図る方針です。

4. 外国人社員の推進

当社グループは、世界へのマンガ事業の拡大を推進するための人的資本の増強の為に、積極的な外国人従業員の採用を行ってゆく方針です。2025年3月末時点で、外国人社員比率は1.9%ですが、中長期的にはさらなる改善を目指してゆく方針です。

リスク管理

当社グループは、企業経営や災害・事故、社会環境等、当社を取り巻く様々なリスクへの発生防止や対応等、必要な措置を行うため、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。リスク管理委員会は、四半期に1回の開催を定例としており、取締役、監査役、各部門長とともに外部専門家である顧問弁護士を委員に加え、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、関係する法令等の内容及び改廃動向を課員に伝達し、不測の事態が発生した場合にはリスク管理委員会へ報告することとなっております。

指標及び目標

ダイバーシティ経営の推進にあたっては以下の数値目標を掲げ達成を目指してまいります。

主な戦略	指標	目標値 (2026年度)	実績 (当連結会計年度)
女性の活躍推進	女性社員比率	50% (維持継続)	50%
女性の活躍推進	女性管理職比率	50% (維持継続)	50%
外国人社員の推進	外国人社員比率	5%以上	1.9%

3 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性がある主要なリスクは以下のとおりであります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に最大限の努力をしてまいります。また、当社グループとして必ずしも重要な事業上のリスクに該当しないと考える事項につきましても、投資者の判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられるものについては、投資者に対する積極開示の観点から記載しております。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。また当社グループのリスク管理に関する規程及びその他体制については、4 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要、 企業統治に関するその他の事項、イ.内部統制システムの整備の状況、(3) 損失の危険の管理に関する規程及びその他体制、に記載しております。

(1) 事業環境に関するリスクについて

紙コミック市場について

当社グループの主力ビジネスが属する最近 5 年間における国内コミック市場(紙コミック(コミックス + コミック誌) + 電子コミック)の売上高は以下のとおりであります。

(単位:億円) 前年度比 前年度比 前年度比 合計 紙コミック 電子コミック 2024年度 7,043 101.5% 1,921 91.2% 5,122 106.0% 102.4% 107.8% 2023年度 6,937 2,107 91.9% 4,830 100.2% 2022年度 6,770 2,291 86.6% 4,479 108.9% 2021年度 6,759 110.3% 2,645 97.7% 4,114 120.3% 2020年度 6.126 123.0% 2.706 113.3% 3.420 131.8%

(注) 出典:公益社団法人全国出版協会 出版科学研究所『出版指標 2025年 春号』

当社グループの業績計画は上記のような市場トレンドの予測の基に成り立っておりますが、将来コミックEC市場やマンガ全巻買い需要のトレンドについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、予測しえない不測の事象が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

電子コミック市場について

当社グループのデジタルコミック配信サービスの背景となる電子書籍市場は、スマートフォン・タブレット端末が普及したことにより、大きく成長しております。一方で、競合他社の参入により競争は激化してきております。当社グループはこうした電子書籍市場の拡大や幅広い表示端末に対応し、各種サービス内容の拡充と整備を進めていく所存でありますが、万が一、電子書籍市場の拡大が想定どおりに進まなかった場合、法制度の改定等により当社グループが行うサービスが規制対象となった場合、その他予測し得ない不測の事象が発生した場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ウェブ・アプリ広告の動向について

当社グループが運営するデジタルコミック配信サービスでは、数多くの広告主及び広告代理店(以下「広告主等」という)へ広告の掲載を委託しており、広告の収益性は経済状況、市況、広告主等の経営状況によって変動する可能性があります。当社グループといたしましては、新しい広告システムの情報収集を積極的に行い、常に安定かつ高収益の広告が配信できるよう努めております。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、広告主等の状況により広告出稿意欲の減衰があった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

Apple、Googleの動向について

当社グループの売上の一部は、スマートフォンアプリを利用した課金売上及び広告売上であり、当社グループの事業モデルは、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2社のプラットフォーム運営事業者に依存しております。現状の影響は軽微ではありますが、これらプラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、手数料率等の変動等何らかの要因により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、プラットフォーム運営事業者の方針変更などにより、当社グループの提供するアプリや当社グループのアカウントがプラットフォーム運営事業者により停止又は削除された場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

商品ニーズ、ユーザー嗜好の変化

当社グループのビジネス商材であるコミック市場においては、ユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、特にマンガ全巻売りビジネスにおいては、マンガを原作とするコンテンツのメディア化やヒットの発生を的確に捉えた需要の予測を的確に行う必要があり、ユーザー嗜好の変化に機敏に対応する必要があります。そうしたユーザーの嗜好の変化や、需要の的確な予測ができない場合、予測に遅れが生じた場合は、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、十分な商品の確保と供給が行えずに、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定事業への依存について

当社グループは、主力サービスであるコミック全巻売りを中心としたECサービスの売上規模(2025年3月期売上高2,739百万円)及び全体売上に占める比率(同74.5%)が大きく、仕入、販売、出荷配送の商流運営において、多くの経営資源を集中させております。一方で付帯する様々なマンガビジネスを展開しており、今後はイベントビジネス等、新たな柱となるサービスを育成し、収益構造の多様化を図って参りますが、事業環境の変化等により、主力のECサービスが停滞又は縮小した場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の影響について

当社グループが行うマンガビジネスは、ECサービス、コミック配信サービス、イベントサービス等全般について、特許等による特別な参入障壁が存在しない業界であります。そのため、特に電子コミックを用いたサービスにおいては近年多数の企業が参入し、競争が激化しております。このような環境の下、当社グループは、紙コミックの全巻売りを主とするネット書店運営をコアビジネスとし、競合他社とは違う戦略路線で積極的にサービスの拡充及びサービスの差別化を図り、当社グループならではの付加価値を増やしてきました。ただし、今後の当社グループの戦略が模倣され、紙コミックの全巻売りビジネスにおいても、競争が激化した場合は、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定取引先への依存について

当社グループは、主力のマンガ全巻売りのECサービスの商流においては、紙コミックの仕入れの取次会社として楽天ブックスネットワーク株式会社と、電子コミックの仕入れの取次会社として株式会社メディアドゥと、出店モールについては、楽天グループ株式会社、アマゾンジャパン合同会社、LINEヤフー株式会社等と、販売商品の出荷配送においては佐川急便株式会社と、それぞれ取引契約を締結しており、これら主要取引先への依存度が高まっております。しかしながら、これら取引先との永続的な取引が確約されているものではなく、仕入料率や、出店手数料率、配送費用等の改定等の契約条件の変更等があった場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社グループの事業は、携帯電話やPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故(社内外の人的要因によるものを含む)等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社グループのコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、当社グループの運営する各

サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループ物流機能の運営及び在庫管理について

当社グループの主力ビジネスである紙コミックのECサービスにおいて、当社グループは自社で倉庫を持ち、商品の仕入れ納品から、受注後の出荷配送迄の、物流機能を有しております。日々の在庫管理においては、過剰在庫の発生や売上機会損失の発生(不足)のない適正な水準で、在庫のコントロールを行っておりますが、在庫水準のバランスが崩れた場合には、資金コントロールに影響を及ぼす可能性があります。

また、適切な在庫保管業務や、商品受発注時の迅速な物流機能の提供の為に、売上の拡大に応じた十分な人員の確保と、施設、設備の拡張等の対応、維持、メンテナンスの実施を行っておりますが、将来的に十分な人員・人材が確保できない事等が発生した場合は、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

再販売価格維持制度に関するリスク

当社グループの主力ビジネスである紙コミックのECサービスは、出版業界に属しますが、同業界は再販売価格維持制度と委託(販売)制度下にあり、商品の供給元である出版社が小売業者の売価変更を許容せず、定価販売を指示する一方で、定められた期間内であれば書店は売れ残ったものについて返品が認められる出版物販売方法を行っております。当社グループのサービスは一般的な書店と比較して返品率の低いサービス運営を行っている為、他の書店と比較してのマイナス面での影響は小さいと考えてはおりますが、今後、再販売価格維持制度の改正又は廃止等が行われた場合は、委託販売制度への影響も含めて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

著作物の利用許諾契約について

当社グループは、電子コミックの配信にあたり、著作権者等の取引先(法人及び個人)との間で著作物利用許諾契約を締結するとともに、これら取引先との良好な信頼関係を築いております。サービスの拡大においては、これら契約の継続を前提としておりますが、版権元自身が同様の事業展開を行うことにより版権を獲得できなくなった場合等、何らかの事情により版権元から使用許諾が得られなかった場合や、契約の更新ができなかった場合、又は著作物の利用料が変動した場合は、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社グループは、今後の事業展開として、これまで国内で培ったマンガファン向けのマンガ関連イベントの企画、開催ノウハウを用いて、海外のマンガファンを対象に、イベントビジネスを展開することを企図しております。しかし、当社グループは海外ビジネスの経験が少ない中で、海外においてはユーザーの嗜好や法令等が、日本国内と異なることがあり、必要な人材の確保を含めて当社グループの想定どおりに事業展開できない場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスクについて

組織規模が小さいことについて

当社グループ組織は、従業員数が2025年3月末現在で64名(臨時従業員を除く)と規模が小さく、現在の社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社グループでは、今後の事業推進、展開、拡大に対応して人材の採用、育成と管理体制の強化を進めて参りますが、必要な人材の確保や社内教育等が順調に進まなかった場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業拡大に影響を与え、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の採用育成について

当社グループは、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上、技術革

新への対応に当たっては開発部門を中心に高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用するとともに、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、当社グループの採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画どおりに進まなかった場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて

当社グループは、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、さらに法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定人物(創業者)への依存に係るリスクについて

当社代表取締役である安藤拓郎は、当社の設立者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において、重要な役割を果たしております。このため当社グループでは安藤拓郎に依存しない体制を作るために、経営体制の強化を図っております。しかし、現状において、何らかの理由により安藤拓郎が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスクについて

コンプライアンス体制について

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として年一回以上の社内研修を実施し、周知徹底を図っていく予定です。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの企業価値及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、電子コミックの配信にあたり、著作権をはじめとする知的財産権を侵害しないよう、取引先との間で締結する著作物の利用許諾契約を遵守し事業を展開しております。しかしながら、電子書籍の販売は新しい業態であるため、今後の法改正や解釈の変更、並びに海外展開による権利処理の複雑化等により、第三者から知的財産権に関する侵害を主張される可能性があります。このような場合、解決までに多くの時間と費用が発生する等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

「個人情報の保護に関する法律」について

当社グループは、サービス提供にあたり、取引先、コンテンツ利用者等の個人情報を取得する場合があります。これらの情報を適切に保護するため、Pマークを取得し、情報へのアクセス制限や不正侵入防止のためのシステム対応、「プライバシーポリシー」等の情報管理に関する規程の作成等、個人情報保護のための諸施策を講じるとともに、個人情報の取得は必要最小限にとどめております。しかしながら、外部からの不正アクセス、故意又は過失等による情報漏洩に関するリスクは完全には排除できないことから、個人情報が流出する可能性があります。このような場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、損害賠償の請求や信用低下等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

「特定商取引に関する法律」について

当社グループは、「特定商取引に関する法律」の定義する販売事業者に該当するため、サイト上で「特定商取引に関する法律」に基づく表示を行っております。今後、上記法令の改正等により規制の範囲が拡張した場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に

影響を及ぼす可能性があります。

「製造物責任法(PL法)」について

当社グループは、イベントサービスにおいて、開催イベントに関連するグッズの企画から一部製造を、また軽飲食物のコラボメニューの企画と加工食品の提供を行っており、商品の欠陥に起因する事故が生じた場合には、「製造物責任法(PL法)」により損害賠償問題が発生する可能性があります。当社グループでは、このような事故が生じないよう、品質管理、生産管理体制を整備しておりますが、万が一の事故に備えてPL保険に加入しております。過去に「製造物責任法(PL法)」に抵触した問題は生じておりませんが、問題が生じた場合、損害賠償や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

「食品衛生法」について

当社グループが提供する商品・サービスにおいて、協力会社先等の「食品衛生法」の遵守体制を確認したのち取引を開始しておりますが、当社グループが提供する食品が食品衛生法に抵触することが発見された場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

「資金決済に関する法律」について

当社グループは、「資金決済に関する法律」の定義する事業者に該当するため、サイト上で「資金決済に関する法律」に基づく表示を行っております。今後、上記法令の改正等により規制の範囲が拡張した場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

青少年保護に関連する法令について

本書提出日現在、当社グループは「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等の法令等の遵守に努めております。なお、当社グループのデジタルコミック配信サービスは「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」及び各地方公共団体が制定する青少年健全育成条例等が規制対象とする事業に当たりません。しかしながら、当社グループではコミックを配信する前に、東京都の青少年有害指定図書等における指定状況の確認、各プラットフォーム運営事業者の基準や当社グループの基準に照らし合わせ、表現の健全性を確保するように努めております。これらの法令が改正・解釈の変更または新たな法令の制定により、何らかの制約を受けることとなった場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループでは、2024年3月期より2期連続での営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しておりますが、2026年3月期につきましては、2025年3月期より引続き利益が出やすい体質への構造転換を図り、中長期的な事業拡大を目指した戦略的フォーカスを継続します。成長余地の大きいイベントサービスや海外事業に集中することで、全体の利益率の向上を目指し、さらにEC事業においては物流効率の見直しや人員配置の最適化、オペレーション体制の再構築を通じてコスト構造改革を継続し、業績回復と持続可能な成長を実現してまいります。

海外事業の拡大

2022年から海外市場への進出を行ってきた当社グループは、現在台湾、シンガポールをはじめとしたアジア圏でリアル店舗運営と越境EC運営を展開しております。中国本土・香港・台湾などアジア主要地域の市場拡大を成長戦略の柱とし、IPコンテンツ活用と現地パートナーとの連携を強化しております。2026年以降、現地拠点設立や直営店舗展開、製造体制強化に集中して資金を投資し、体験型IPビジネスのブランド価値を高めてまいります。これによりアジア市場での競争優位を確立し、海外収益比率の拡大と企業価値向上を目指す方針です。

M & A の活用

新規事業及び周辺事業の拡大のためには、M&Aも有効な手段であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資対効果はもちろん、対象企業の将来性や当社ビジネスとのシナジーの有無を十分に検討した上で、積極的に取り組んでまいります。

優秀な人材の確保及び内部統制、コンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたり、従業員のモチベーションを高める人事施策や労働環境の構築に努めながら、当社のミッションやバリューに共感し、今後の事業展開に賛同し、積極的に活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図ってまいります。

持続可能な社会への取り組み

当社は、今後の企業活動が長期的な視点で社会に与える影響を考慮し、経済価値のみならず持続的に社会価値を創出する企業を目指し経営を進めていくことが必要だと考えております。特に全ての従業員に対して年齢、性別、国籍に関わらない公平な賃金の支払いに努めるとともに、ジェンダー・ペイ・ギャップの解消を目指していくことや、各自の能力を十分に発揮できる成長機会の提供と入社時の雇用形態に捉われない公平な評価を目指していくことを重視しております。

流動性の確保及び企業価値の拡大

当社株式の流通株式数は投資家による売買を通じて変動することとなりますが、今後においても取引所が定める株式要件を充足し続けるために、流動性確保に努める方針です。当社の経営方針・経営戦略に沿い、事業規模・売上高並びに利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させることで流通株式時価総額の拡大に努める方針です。

また、資金調達面においても、グロースパートナーズ株式会社が管理・運営を行うファンドであるGP上場企業出 資投資事業有限責任組合に対して第三者割当の方法により第9回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約 権付社債の発行を決議し、2025年5月13日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、300百万円の 資金調達を実施いたしました。また、同社とは業務資本提携を締結しコンサルティングサービスを超えたハンズオ ン型業務支援を通じて、持続的な成長のための諸施策の検討及び着実な実行を積極的に推進してまいります。

以上のことから、当面の事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) その他のリスクについて

自然災害、事故等について

当社グループでは、自然災害、事故に備えて、データの定期的なバックアップ、システム稼働状況の監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社グループ所在地周辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの設備の損壊や物流網のストップ、電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事業が発生して、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

風評被害に係るリスク

当社グループの風評や評判は、当社グループのサービスを利用する顧客、取引先、投資家、従業員及びその家族等のステークホルダーとの信頼関係を良好に築くために非常に重要です。当社グループは、サービス利用顧客及び取引先企業等に丁寧に対応し信頼関係の構築に努めております。また今後は、当社グループに対する理解を深めていただくように、適時適切な開示を行っていく方針です。しかしながら、予期せぬ事態が発生した際に適切な対処が行えなかった場合はステークホルダーからの信頼を損なうことになり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等に係るリスク

当社グループは、本書提出日現在において、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが事業活動を行う中で、当社グループが提供するサービスの不備、当社グループが提供するサービスアプリケーションの不具合、個人情報等の漏洩等により、訴訟を受けた場合には、当社グループの社会的信用が毀損され、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りに関するリスク

当社グループは、連結財務諸表の作成にあたり会計上の見積りが必要な事項については、合理的な基準に基づき見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、金額の見直しや実際の結果と異なる場合があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、2025年3月末現在でこれらの新株予約権による潜在株式数は120,800株であり、発行済株式総数1,614,100株の7.5%に相当しております。

配当政策について

当社グループは現在、成長過程にあると考えており、更なる財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、現時点においては、内部留保の充実を図り、事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、設立以来、配当は実施しておりません。将来的には、その時点における経営成績及び財務状態を勘案しつつ株主に対し利益還元を実施していく方針ではありますが、今後の配当実施の可能性及び実施時期等につきましては未定であります。

当社株式の流通株式時価総額について

当社は、当事業年度末時点において、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準のうち、「流通株式時価総額」については基準を充たしてしておりません。次の基準日である2026年3月31日までの改善期間内に適合しなかった場合には、東京証券取引所より監理銘柄(確認中)に指定され、東京証券取引所から適合判定の結果、流通株式時価総額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は2026年10月1日に上場廃止となります。

当社グループは当該リスクへの対策として、全社一丸となって業績の回復に努め、企業価値の向上を図ることにより、株価を通して株主・投資家の評価をいただき、当該リスクの顕在化を回避する所存であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直しにより緩やかな回復が見られましたが、円安や物価上昇、海外経済の減速といった不確定要素の影響もあり、先行きは依然として不透明な状況が続きました。特に、エネルギー価格の高止まりや地政学リスクが懸念され、消費者の節約志向も強い状況で推移いたしました。経済活動の正常化が進む中でも、引き続き慎重な見通しが求められる一年でした。

当社のECサービスが属する出版業界におきましては、公益社団法人全国出版協会 出版科学研究所『出版指標2025年春号』によると、2025年3月期の書籍雑誌推定販売金額は9,915億円と推定され、前年同期比で4.8%の減少が見られました。一方、コミック推定販売金額は7,043億円となり、前年比1.5%の成長を記録し、初めて7,000億円を突破いたしました。しかしながら、紙コミックの売上は1,472億円(前年比8.6%減)と、1995年以降で最低の水準となりました。電子コミックは5,122億円で前年比6.0%の成長を示しましたが、その成長率は鈍化傾向にあります。売れ行きの傾向としては、アニメ化された作品に人気が集中し、一部の大賞受賞作品は大きな売上を記録したものの、それ以外の作品の影響は以前に比べて薄れる傾向が見られました。ヒット作として『怪獣8号』や『ダンダダン』が挙げられますが、市場全体としては年々縮小傾向が続いております。

イベントサービスに関連する環境としましては、インバウンド需要は継続して拡大しております。日本政府観光局(JINTO)発表の「訪日外客数(2025年3月推計値)」によると、2025年3月期の訪日外客数は38,848千人(暫定値)に達し、2024年3月度比で134.7%の大幅な増加を示しました。特に、東アジアからは中国、東南アジアからはインドネシア、欧米豪からは米国を中心に、訪日外客数が増加傾向となっております。

このような環境のもと、当社の事業は以下のように推移いたしました。

当連結会計年度のECサービス売上高は3,008百万円(前年度比88.1%、予算比98.7%)となりました。主要KPIとしましては、ユーザー数は32百万人(前年同期37百万人、前年同期比86.7%)となりましたが、購買率は1.06%(前年同期1.01%、+0.05pt増)と向上し、購買単価は8,138円(前年同期8,347円、前年度比97.5%)となりました。当社は紙コミックの売上構成比が大きいことから、紙コミック市場動向と近い数値推移となりました。市場規模が縮小傾向の中で市場内シェア拡大を目指し、ポイント販促や送料無料といった販促指標を大幅に見直し、販促費の投下による売上獲得から、取扱点数や供給在庫量による他店との差別化及び利益確保を推進いたしました。

当社の2025年3月期のイベントサービス売上は592百万円(前年度比122.5%、予算比99.2%)となりました。その内訳は、店舗売上が334百万円、イベントEC売上が259百万円となりました。事業効率化のため、不採算店舗であったマンガ展名古屋店を第4四半期に閉店した一方で、売上が堅調な渋谷店モデルを踏襲したマンガ展天王寺店を新たに開店いたしました。この天王寺店の開店により、当社の注力IPである実写映像化物販催事を大阪と東京で継続して開催することが実現いたしました。さらに、海外での巡回を前提としたコラボカフェ・ポップアップ催事企画の立案・実施に注力しており、今後IP単位の売上増加と事業収益の改善を見込んでいます。

新規事業においては、まず商品化卸事業について、卸販売を前提とした商品化企画を中止し、当社の催事や海外協業先への卸に集約することで、収益効率の改善を目指しました。次に、トレカサービスでは、トレカ販売の強化を目的としてオンラインガチャサービスの販売を開始いたしました。希少性の高いトレカ商品については、業務資本提携を締結している株式会社テイツーと連携し、在庫を効率的に確保することで継続的な販売強化を図っております。また、買取サービスにおいては、オンライン宅配買取サービスをプレリリースいたしました。今後はテイツーとのシナジーを生かし、買取在庫の共有を目指してWeb主導での展開を進めていく予定です。

海外事業については、2025年2月13日付で東アジアに拠点を持つ有力な海外現地パートナーである上海晞暁文化咨詢有限公司(中国)、Applause Entertainment Limited(台湾)、及びINCUBASE Studio Asia Limited(香港)との業務提携を開始いたしました。2025年3月には、上海現地にて当社と連携先企業の共同企画による日本のIPコンテンツを活用したイベントを実施いたしました。また、海外(東アジア圏)でのイベント巡回も決定して

おり、単発的な売上案件への依存から、持続的な成長フェーズへと移行しております。海外店舗についても、不採算店舗であったマンガ展の台湾店舗を2025年第4四半期に閉店いたしました。今後は、2025年夏頃を目処に、協業先である株式会社テイツーとの共同運営店舗の開店を目指しています。加えて、2025年4月25日にはグロースパートナーズ株式会社との間で業務資本提携を締結いたしました。成長余地の大きいイベント及び海外事業への資金とリソースの集中を図ることにより、更なる成長を目指してまいります。

結果として新規・海外事業売上高は77百万円となりました。

上記の施策の結果、当連結会計年度における売上高は3,677,329千円(前年同期間売上高3,897,961千円、前年同期比5.7%減)、営業損失は260,185千円(前年同期間営業損失222,408千円)、経常損失は264,558千円(前年同期間経常損失224,082千円)、当期純損失及び親会社株主に帰属する当期純損失は445,558千円(前年同期間当期純損失及び親会社株主に帰属する当期純損失272,651千円)となりました。

注. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載しておりません。

財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末の総資産は1,473,425千円(前連結会計年度末比380,386千円減)となりました。総資産の内 訳は、流動資産が1,408,533千円(前連結会計年度末比184,634千円減)、固定資産が64,891千円(前連結会計年 度末比195,751千円減)であります。主な変動要因は、前連結会計年度末に比べ、流動資産は、売掛金が87,789千 円減少、商品が76,689千円減少したこと等によるものであります。また固定資産は、減価償却費及び減損損失の 等計上により有形固定資産が101,630千円減少、無形固定資産が55,807千円減少及び長期前払費用(投資その他の 資産「その他」に含む)が23,500千円減少したこと等によるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は667,502千円(前連結会計年度末比290,100千円減)となりました。負債の内訳は、流動負債が501,817千円(前連結会計年度比190,155千円減)、固定負債は165,684千円(前連結会計年度末比99,945千円減)であります。主な変動要因は、前連結会計年度末に比べ、流動負債は買掛金85,365千円減少、未払金が62,940千円減少及び1年内返済予定の長期借入金が59,423千円減少したことに対し、未払法人税等が12,224千円増加したこと等によるものであります。 固定負債は、長期借入金が97,000千円減少したこと等によるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は805,923千円(前連結会計年度末比90,285千円減)となりました。主な変動要因は、親会社株主に帰属する当期純損失445,558千円による減少及び第三者割り当てによる新株の発行及び新株予約権(ストック・オプション)の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ178,064千円増加したことによるものであります。

以上の結果、財務指標としては、流動比率が280.7%、自己資本比率が54.6%になっております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ、28,274千円増加し、634,881千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果使用した資金は、140,017千円(前年同期は187,492千円の支出)となりました。これは、税金等調整前当期純損失439,048千円、仕入債務の減少85,387千円及び未払金の減少62,324千円等による資金の減少と、減損損失165,006千円、売上債権の減少87,726千円、棚卸資産の減少76,621千円、減価償却費38,531千円等による資金の増加等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、26,884千円(前年同期は136,520千円の支出)となりました。これは、無形固定資産の取得による支出24,957千円、差入保証金の支払いによる支出43,238千円等

による資金の減少と、差入保証金の回収43,894千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は、195,235千円(前年同期は134,713千円の支出)となりました。 これは、長期借入金の返済による支出156,423千円、第三者割り当てによる新株発行及びストックオプションの行使による新株式の発行による収入354,278千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a . 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載がなじまないため、当該記載を省略しております。

b . 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載がなじまないため、当該記載を省略しております。

c . 販売実績

当社事業はマンガ事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	金額(千円)	前年比(%)
マンガ事業	3,677,329	94.3
合計	3,677,329	94.3

(注)主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。なお、楽天グループ 株式会社、アマゾンジャパン合同会社、LINEヤフー株式会社、に対する販売実績は、当社が同社等の運営する ショッピングモールを介して、当社運営店舗が一般消費者へ販売した商品売上の総額であります。

相手先		吉会計年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	(自 2024	吉会計年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)
楽天グループ株式会社	1,068,318	27.4	837,750	22.8
アマゾンジャパン合同会社	727,321	18.7	667,237	18.1
LINEヤフー株式会社	450,238	11.6	422,808	11.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債及び収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務 諸表等(1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。な お、重要な会計上の見積りはありません。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a . 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は2,344,013千円となり、前連結会計年度に比べ149,493千円減少いたしました。 主に主力ECサービスの売上減収に伴うコミックの仕入が減少したことによります。結果として売上総利益は 1,333,315千円となり、前連結会計年度に比べ71,139千円減少いたしました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費の主な変動項目として、取引減少に伴い変動費である、荷造運賃182,407千円(前連結会計年度に比べ11,464千円の減少)及びオンラインショップ運営費292,079千円(前連結会計年度に比べ26,748千円の減少)及び支払手数料115,655千円(前連結会計年度に比べ8,613千円の減少)、を計上した一方で、前期の期中において移転を行った本社・倉庫の賃料を含む地代家賃121,697千円(前連結会計年度に比べ10,201千円の増加)等を計上した結果、販売費及び一般管理費合計で1,593,500千円(前連結会計年度に比べ33,362千円の減少)となりました。

結果として、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きました営業損失は260,185千円(前連結会計年度に比べ37,776千円の減少)となりました。

(営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は12,564千円(前連結会計年度に比べ5,852千円の増加)となりました。営業外費用の主な増加項目として、対象者の退職による株式報酬消滅損8,126千円(前連結会計年度に比べ8,126千円の増加)及び為替差損2,823千円(前連結会計年度に比べ2,003千円の増加)を計上した結果、営業外費用で16,937千円(前連結会計年度に比べ8,551千円の増加)を計上しました。結果として経常損失は264,558千円(前連結会計年度に比べ40,475千円の減少)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は445,558千円(前連結会計年度に比べ172,907千円の減少)となりました。

b.財政状態

主な増減内容については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の分析」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループにおいては、商品の仕入れ、荷造り運賃やECサイトの運営費用等、事業継続に必要な運転資金の支出構造に大きな変動はないものの、当連結会計年度においては売上が低迷し、経常的な営業活動によるキャッシュ・フローが減少したことにより、資金繰りの面で厳しい状況となりました。このため、当社グループは必要資金を確保するため、転換社債型新株予約権付社債(CB)および新株予約権の発行を通じて運転資金を調達いたしました。

当社グループでは、引き続き資金繰りの状況に留意しつつ、資金需要に応じた柔軟な調達手段を講じてまいります。今後も、営業活動によるキャッシュ・フローの改善を図るとともに、資金の流動性確保と財務の安定性の維持に努めてまいります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「3.事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべ

き課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

グロースパートナーズ株式会社との業務資本提携契約締結

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、グロースパートナーズ株式会社(以下「グロースパートナーズ」といいます。)との間で同日付で事業提携契約書(以下「本事業提携契約」といいます。)を締結するとともに、グロースパートナーズが管理・運営を行うファンドであるGP上場企業出資投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」といいます。)に対して第三者割当の方法により第9回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。)を発行することについて決議し、2025年4月25日付で本業務提携契約及び引受契約を締結しました。

(1)本業務資本提携の目的及び理由

当社は現在、既存主要事業である ECサービスの収益構造の抜本的な見直しと今後の注力事業であるイベント・海外事業の成長加速を両輪とする経営改革を進めており、継続的な黒字化の実現と中長期的な企業価値の飛躍的向上を目指しております。このような変革期においては、既存の社内リソースのみならず、外部の知見やネットワークを活用したオープンな成長戦略の構築が極めて重要であると考えております。

こうした中、2025年3月頃、当社の取引先銀行から、グロースパートナーズを紹介され、同社より、当社の成長戦略の策定、各種分析、M&A関連情報の提供、IR強化などに加え、コンサルティングサービスを超えたハンズオン型業務支援及び資本提携に関する提案を受けました。その後、継続的にグロースパートナーズとの間で情報交換を重ね、具体的な業務提携及び資本関係の構築について協議するとともに、同時期に他の複数のコンサルティングサービス及び金融投資家からの提案も含め社内において慎重な比較検討を重ねてまいりました。その結果、事業基盤の再強化、成長領域への積極的な投資、人的資本の開発・拡充等における高度なノウハウを有し、大手コンサルティング会社、プライベートエクイティファンドにおいて多くの上場企業の支援実績を持つ古川徳厚氏が代表取締役を務めるグロースパートナーズとの間で業務提携を実施することが、当社の戦略実現のために現時点で最適であるとの判断に至りました。また、グロースパートナーズからの資金調達の提案は、当社の財政状態、資金ニーズに適合的であり、且つ調達の実施タイミングの点においても望ましいものであったため、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に対する第三者割当による新株予約権及び新株予約権付社債の発行を進めることにいたしました。

そのため、当社は、2025年4月25日付で、グロースパートナーズとの間で本事業提携契約を、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先との間で、割当予定先に対して本新株予約権及び本新株予約権付社債を発行することを内容とする引受契約書(以下「本引受契約」といいます。)を締結することといたしました。当社は、これらの契約に基づく業務資本提携(以下「本業務資本提携」といいます。)を通じて、持続的な成長のための諸施策の検討及び着実な実行を積極的に推進してまいります。

(2)本業務資本提携の内容

本事業提携契約に基づき当社グループがグロースパートナーズから受ける支援の概要は以下のとおりです。

成長戦略策定支援、事業計画策定支援、新規事業提案

M&A 案件の紹介、及びターゲットをリストアップした上での能動的なアプローチに係る提案

IR に関するアドバイスの提供、IR 支援、投資家の紹介

上記以外の、当社及びグロースパートナーズが別途合意する業務

また、当社が、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に対して、本新株予約権及び本新株予約権付社債の第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)を行い、アジア市場への本格展開に向けた戦略投資及び M&A による事業拡大に充当する資金を調達します。本業務資本提携の取決めの一環として、本引受契約において、当社は、払込期日から2030年5月13日又は割当予定先が当社の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式(以下「株式等」と総称します。)を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾なく、株式等の発行又は処分をしないこと(但し、本引受契約の締結日時点で発行済の当社の新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合又は本新株予約権及び本転換社債型新株予約権付社債の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合を除きます。)、また、同様の期間、第三者に対して株式等の発行又は処分をしようとする場合(但し、当社の役職員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社の役職員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合、本引受

契約の締結日時点で発行済の新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合又は本新株予約権及び本転換社債型新株予約権付社債の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合を除きます。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを合意する予定です。

また、本件新株予約権付社債発行要項には以下の繰上償還(財務上の特約)が含まれております。

当社の2026年3月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失となった場合 当社の2026年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、 直前事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合 当社普通株式について、上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合 東京証券取引所による管理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合

なお、本件新株予約権及び本新株予約権付社債の内容については、「5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 重要な後発事象」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は、26,601千円であり、その主なものは、ECサービスの機能開発等によるものであります。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年 3 月31日現在

事業所名			従業員数				
(所在地)	設備の内容	建物	車両運搬具	工具器具及び 備品	ソフトウエア	合計	(名)
本社 (東京都千代田区)	事務所設備等	0		0	0	0	48(12)
マンガ展池袋 (東京都豊島区)	ギャラ リー・カ フェ設備 等	0		0		0	2(13)
マンガ展大阪 (大阪府大阪市 中央区)	ギャラ リー・カ フェ設備 等	0		0		0	2(7)
新田DC (東京都足立区)	倉庫等	0	0	0		0	10(57)
川口DC (埼玉県川口市)	倉庫等	0	0	0		0	()

- (注) 1.現在、休止中の主な設備はありません。
 - 2.減損損失計上後の帳簿価額を記載しております。なお、減損損失の内容につきましては、連結財務諸表「注記事項(連結損益計算書関係) 7 減損損失」に記載のとおりであります。
 - 2.従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間平均人数を外数で記載しております。
 - 3. 本社、マンガ展池袋、マンガ展大阪、新田DC、川口DCの建物は賃借物件であり、年間賃借料はそれぞれ、26,420千円、9,118千円、2,760千円、51,027千円、9,600千円であります。

(2) 国内子会社

記載すべき重要な設備はありません。

(3) 在外子会社

記載すべき重要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

記載すべき重要な事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000
計	3,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年 6 月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,614,100	1,614,100	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,614,100	1,614,100		

⁽注) 提出日現在の発行数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第7回新株予約権 2020年11月26日 臨時株主総会決議

\ \\\	0000/544 500 5
決議年月日 	2020年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	100(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 4,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625(注) 2、 4
新株予約権の行使期間	自 2022年11月28日 至 2030年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625 (注) 4 資本組入額 312.5 (注) 5
新株予約権の行使の条件	 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 新株予約権者が当社、当社の子会社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容の変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

なお、2020年11月26日開催の臨時株主総会決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式に つき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行 う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × ______ 分割・併合の比率

当社が、時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。の行使価額による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × | 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 | 時価 | | 既発行株式数 + 新規発行株式数 |

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3.会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

- 4. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株 予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行 使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。
- 5.新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

第8回新株予約権 2021年10月7日 臨時株主総会決議

決議年月日	2021年10月7日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2		
新株予約権の数(個)	4,320 (注) 1		
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 116,800 (注) 1 、 4		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625 (注) 2、 4		
新株予約権の行使期間	自 2021年10月7日 至 2031年10月6日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625 (注) 4 資本組入額 312.5 (注) 5		
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及びに当該株式の発行等が株主割当口による場合等を除る。)。 (b) 行使価額を下回る価格を行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なるとされての発行時点における当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合を除く。)。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のを下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該行と認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合を行きれた場合を除く。)。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所における株価のりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかのの金融商品取引所におりる当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引の終してはないを持続を対しても表別を通ります。 新株予約権者は、権利行役業員の地位を有任又はなければならなら、ただし、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権のではない。本新株予約権の行使は認められないものとする。 「達施による新株予約権のの取得による五額なを更すを対応の一部の行使は認められないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項 組織再編成行為に伴う新株予約権の交	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要す る。 		
組織再編成行為に伴つ新株予約権の交 付に関する事項	(注) 3		

当事業年度の末日(2025 年 3 月31 日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容の変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

なお、2021年10月7日開催の臨時株主総会決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

当社が、時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。の

EDINET提出書類 株式会社TORICO(E37457) 有価証券報告書

行使価額による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 . 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

- 4. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株 予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行 使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。
- 5.新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。
- 6.第8回新株予約権につきましては、当社代表取締役の安藤拓郎が保有する新株予約権の行使による潜在株比率の低下促進を目的として、第1回及び第3回の新株予約権を全て消滅させると供に、第8回において、第1回と第3回の保有者と同じ対象者に同じ個数である9,920個を改めて付与するものであります。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第9回新株予約権(2025年4月25日取締役会決議)

決議年月日	2025年 4 月25日
新株予約権の数(個)	4,573 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 457,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	656(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2025年5月14日 至 2030年5月13日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 656(注)2、3 資本組入額 328(注)5
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を要さないも のとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

提出日の前月末(2025年5月31日)における内容を記載しております。

(注)1.新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式457,300株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、(2)及び(3)に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。
- (2) 当社が(注)3に従って行使価額((注)2(2)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算

有価証券報告書

式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 × 調整前行使価額 調整後割当株式数 = 調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)3(2)、(3)、(5)、(6)及び(8)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 2.新株予約権の行使価額の修正

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。) は、656円(当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。)とする。なお、行使価額は、(3)又は(注) 3(1)乃至(8)に定めるところに従い修正又は調整されることがある。
- (3) 2025年11月13日、2026年11月13日、2027年11月13日、2028年11月13日及び2029年11月13日(修正日)において、修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、459円をいう(但し、下限行使価額は(注)3(1)乃至(8)に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。) により行使価額を調整する。

既発行普通株式数 + 発行又は処分株式数

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ)時価((4)口に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(ロ)株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(八)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (二)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (ホ)上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

× 調整前行使価額により当該期間内 ドログ付された普通株式数

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)

(イ)当社は、本新株予約権の発行後、下記口に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式 (以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調 整式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 時価 - 1 株当たりの特別配当 時価

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ロ)「特別配当」とは、2030年5月13日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- (八)特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条 に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (4) その他
- (イ)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ロ)行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する 日(但し、(2)ホの場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る 最終の基準日に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社 普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位 まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (八)新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に(2)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (二)行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (5) 本新株予約権の発行後、(6)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額((6)口の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、(6)八の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、(6)において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等(但し、調整後行使価額が459円を下回ることとなる場合には、459円とする。)と同額に調整される。但し、本号による行使価額の調整は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (6) (5)により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ)当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ロ)当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新 株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (八)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
 - 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (二)イ及び口の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、イ及び口にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、(2)ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (7) (1)、(3)及び(5)のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (8) (2)、(3)及び(6)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ)株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要と するとき。
- (八)当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要すると き。
- (二)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり 使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) (注) 2 (2)により行使価額の修正を行う場合、又は(1)乃至(8)により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 4.新株予約権を行使することができる期間
 - 本新株予約権者は、2025年5月14日から2030年5月13日(但し、注6「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認めた日

得する。

- (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。
 - 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結 若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の 作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又 はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社 に引き受けられることとなるものをいう。
- 5.本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 6.会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株 式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止と される場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、 本新株予約権1個当たり389円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2025年4月25日取締役会決議)

決議年月日	2025年 4 月25日
新株予約権の数(個)	30 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 457,300(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	656(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年5月14日 至 2030年5月13日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 656(注)2 資本組入額 328(注)4
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権又は社債の一方のみを譲渡することはで きない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係 る社債を出資するものとし、当該社債の金額はその 額面と同額とする。
新株予約権付社債の残高(千円)	300,000

提出日の前月末(2025年5月31日)における内容を記載しております。

(注)1.新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数の算定方法

(イ)種類

当社普通株式

(口)数

本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

(八)転換価額

転換価額

()各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額 (以下「転換価額」という。)は、656円(当該転換価額を、以下「当初転換価額」という。)とする。なお、 転換価額は、()及び 乃至 に定めるところに従い修正又は調整されることがある。

()2025年11月13日、2026年11月13日、2027年11月13日、2028年11月13日及び2029年11月13日(修正日)において、修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、459円をいう(但し、下限転換価額は 乃至 に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)。

転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。



既発行株式数 + 発行又は処分株式数

新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

()時価(()に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合は

その効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

()株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

()時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価格調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ()当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ()上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした本転換社債型新株予約権を有する者(以下「本転換社債型新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

交付普通株式数	= .	(調整前転換価額 - 調整後転換価額)	×	調整前転換価額により当該期間内 に交付された普通株式数
2013 11 2011 2022			調整後転換	価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記 に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める 算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価 額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 時価 - 1 株当たりの特別配当 時価

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事年度の最終の基準日における各本 社債の金額(金10,000,000円)当たりの本転換社債型新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。 1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ()「特別配当」とは、2030年5月13日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金10,000,000円)当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- ()特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- ()転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ()転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日(但し、 ()の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

本新株予約権付社債の発行後、 に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生

じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(()の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、 ()の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、 において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後転換価額が459円を下回ることとなる場合には、459円とする。)に調整される。但し、(ハ)よる転換価額の調整は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

上記 により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによ る。

- ()当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ()当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降、又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

()当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ()()及び()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、()及び()にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした本転換社債型新株予約権者に対しては、 ()に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- 、 及び のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換 価額を調整する。
- 、 及び の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ()株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ()その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ()当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ()により転換価額の修正を行う場合、 乃至 により転換価額の調整を行うとき(下限転換価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3.新株予約権を行使することが出来る期間

本転換社債型新株予約権者は、2025年5月14日から2030年5月13日(下記「(繰上償還)」に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当社償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (イ)当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (口)振替機関が必要であると認めた日
- (八)組織再編行為をするために本転換社債型新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本転換社債型新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

(繰上償還)

・組織再編行為による繰上償還

EDINET提出書類 株式会社TORICO(E37457) 有価証券報告書

- ・公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還
- ・スクイーズアウト事由による繰上償還
- ・支配権変動事由による繰上償還
- ・社債権者の選択による繰上償還
- ・上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還
- 4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 5.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 当社が組織再編行為を行う場合は、社債発行要項の組織再編行為による繰上償還を行う場合を除き、承継会 社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約 権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、社債発行要項に従い承継 会社等の新株予約権を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約 権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持 人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月9日 (注)1	普通株 5,600	普通株式 15,710 A種優先株式 5,400 B種優先株式 2,765 C種優先株式 5,085	71,456	121,456	71,456	452,148
2021年12月13日 (注) 2	普通株式 13,250 A種優先株式 5,400 B種優先株式 2,765 C種優先株式 5,085	普通株式 28,960		121,456		452,148
2022年1月21日 (注)3	普通株式 1,129,440	普通株式 1,158,400		121,456		452,148
2022年 3 月22日 (注) 4	普通株式 50,000	普通株式 1,208,400	39,100	160,556	39,100	491,248
2022年4月20日 (注)5	普通株式 22,500	普通株式 1,230,900	17,595	178,151	17,595	508,843
2022年4月1 日~ 2023年3月31日 (注)1	普通株式 11,920	普通株式 1,242,820	5,066	183,217	5,066	513,909
2023年4月1 日~ 2024年3月31日 (注)1	普通株式 15,280	普通株式 1,258,100	5,684	188,901	5,684	519,593
2024年 4 月15日 (注) 6	普通株式 300,000	普通株式 1,558,100	160,200	349,101	160,200	679,793
2025年 2 月21日 (注) 1	普通株式 56,000	普通株式 1,614,100	17,864	366,965	17,864	697,657

- (注) 1.新株予約権の行使による増加であります。
 - 2.種類株式の普通株式への転換によるものであります。
 - 3.株式分割による増加であります。
 - 4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,700円 引受価額 1,564円 資本組入額 782円

5.2022年4月20日を払込期日とする有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増資により、発行済株式総数が22,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ17,595千円増加しております。

有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,564円 資本組入額 782円 割当先 SMBC日興証券(株)

6. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行価格 1,068円 資本組入額 534円 割当先 株式会社テイツー

(5)【所有者別状況】

2025年3月31日現在

	2020 37						<u> </u>		
		株式の状況(1単元の株式数100株)						₩=+ #	
区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品	その他の	外国法	法人等	個人	計	単元未満 株式の状況 (株)
	地方公共	並熙[茂]美]	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	日	(1本)
株主数 (人)		1	15	17	12	4	804	853	
所有株式数 (単元)		9	423	4,026	3,177	81	8,410	16,126	1,500
所有株式数 の割合(%)		0.06	2.62	24.97	19.70	0.50	52.15	100.00	

(注). 自己株式40,773株は、「個人その他」に407単元、「単元未満株式の状況」に73株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

		2020 + 3	力い口坑江
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤 拓郎 (常任代理人 大和証券株式会社)	Singapore (東京都千代田区丸の内1丁目9-1)	380,040	24.15
株式会社テイツー	岡山県岡山市南区豊浜町2番2号	300,000	19.07
石井 昭	東京都中央区	203,400	12.93
鯉沼 充	東京都北区	145,200	9.23
各務 正人	東京都港区	46,000	2.92
株式会社A	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目10 - 8	40,000	2.54
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	29,440	1.87
INTERACTIVE BROK ERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ プローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT, 06830 U.S.A. (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	29,200	1.86
株式会社373	東京都北区豊島5丁目2-20	22,400	1.42
株式会社山鹿ホールディングス	熊本県山鹿市鹿本町御字田717番地	20,100	1.28
計		1,215,780	77.27

- (注)1.持ち株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
 - 2.上記のほか、当社は、自己株式(40,773株)を保有しておりますが、上記表には記載しておりません。
 - 3 . 株式会社テイツーが新たに主要株主となりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

			2020年3月51日現在
区分	株式数(株)	 議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,571,900		完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,500		
発行済株式総数	1,614,100		
総株主の議決権		15,719	

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式が73株含まれております。 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数(株)	他人名義 所有株式 数(株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社TORICO	東京都千代田区九段南二丁目 1 番30号	40,700		40,700	2.52
計		40,700		40,700	2.52

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	25	25
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

E A	当事	業年度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を行った取得 自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式					
合併、株式交換、株式交付、会社 分割に係る移転を行った取得自己 株式					
その他					
保有自己株式数	40,773		40,773		

(注) 当期間における保有自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は現在、成長過程にあると考えており、更なる財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、現時点においては、内部留保の充実を図り、事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、今後の配当実施の可能性及び実施時期等につきましては未定でありますが、2026年3月期を最終年度とする当社中期経営計画において利益計画が達成の見込みであれば、当該計画期間中の配当の実施を検討したいと、考えております。

内部留保資金につきましては、更なる事業拡大に向けた運転資金や人材採用及び育成投資に充当していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、株主総会決議に基づいた期末配当において年に1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますので、業績動向を確認しながらその実施についてもあわせて検討してまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置づけております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ.企業統治の体制の概要

当社は、監査役会制度を採用するとともに、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会を設置し、透明度の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制を構築しております。

(1) 取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長安藤拓郎を議長として、専務取締役鯉沼充、取締役濱田潤及、社外取締役廣木恭、社外取締役藤原克治、社外取締役河手優美及び社外取締役仮屋裕一の取締役7名(うち社外取締役4名)で構成されております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。2025年3月期では、12回の定時取締役会と、5回の臨時取締役会を開催いたしました。取締役会では、法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定する機関と位置づけるとともに、取締役の業務執行状況を監督・監視する機関と位置づけております。

(2) 監査役会

監査役会は、常勤社外監査役大和政之が議長となり、社外監査役森孝司及び社外監査役佐藤孝幸の監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されています。監査役会は原則として月1回の定時監査役会のほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は法令に従い会社が健全的に経営され株主に不利益なことが行われないか管理・監督・監査を行う機関と位置づけております。

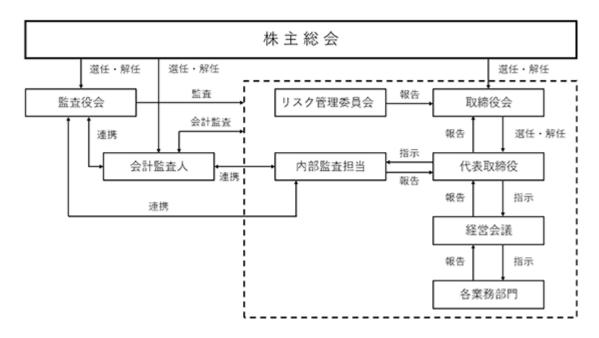
(3) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長安藤拓郎を議長として、専務取締役鯉沼充、取締役濱田潤及び常勤社外監査役大和政之の常勤役員4名(うち常勤社外監査役1名)、運営として管理部長、管理部次長、運営管理部長、開発部長の8名で構成されています。経営会議は原則として週1回の定時経営会議のほか必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議は、日々の経営活動、事業活動において、生じる結果や問題、課題の報告、提議を行い、事業運営に必要な意思決定を行う会議体と位置づけております。

(4) 内部監査

当社では、管理部担当者による兼務の形で内部監査担当者を2名置き、内部監査の実施においては各部から支援を受けて実施しております。年度の期初に代表者に承認を受けた内部監査計画に基づいて、毎年9月~10月頃に実施し、監査終了後に、監査報告書に改善事項を記載して、代表者に報告を行っております。また監査役会、監査法人とは四半期毎に三様監査人による報告会を実施することとしており、その中で、各監査での重要事項の認識を共有しております。

当社の機関・内部統制の関係は次の図表のとおりです。



口. 当該体制を採用する理由

当社は、現時点の事業規模及び事業内容を勘案した上で、的確かつ迅速な意思決定と業務執行、ならびに経営の効率性・健全性の担保が可能になると判断し、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用しております。また取締役の業務執行に緊張感を持たせること及び監査の職務に専念できる常勤監査役を設置し牽制機能の強化を図ることを理由に監査役会設置会社の機関設計を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ.内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保する為の体制として、2020年10月21日付の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

取締役は、使用人が適切に行動するために当社グループ全体へ法令、定款、企業倫理方針、行動基準及び各規程を周知徹底させるとともに、問題点の把握と改善に努める。

代表取締役直轄の内部監査担当を設置し、監査役と連携して当社グループ全体の法令、定款、コンプライアンス体制の問題の有無を調査し、代表取締役社長に報告する。

法令違反、不正行為が行われたことを認知した場合、内部通報規程の定めにより、当社及びグループ会社の使用人は、内部通報窓口に通報する義務を負い、当社及びグループ会社は通報した使用人に対して当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を総括する責任部署を管理部とする。重要な会議の議事録 等、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は法令及び文書管理規程に従い、定められた期間中、厳正 に当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程及びその他体制

グループ全体のリスク管理については、当社取締役会にて、当社の成長規模、市場の変化に即し、リスクの 想定や回避、対応策の検討及び危機発生時の管理体制の整備を行う。

経営危機発生が疑われる時は、リスク管理規程に基づき管理部長が内容を集約し代表取締役社長に報告する。代表取締役社長が経営危機に該当するかを判断し、経営危機と判断した場合には、代表取締役社長が委員

長となり、管理部長を事務局長としたリスク管理委員会を招集してこれに対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自らが取締役の職務の効率性に関しての総括責任者となり、中期経営計画に基づき、グループ会社が目標に対して職務執行を効率的に行うよう監督する。

当社及びグループ会社の取締役ほか部門責任者は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、経営計画における各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。総括責任者である代表取締役社長は月に1回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、取締役のほか必要に応じて部門責任者に対して定期的に職務執行に関して報告させるとともに、効率的な職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営管理方針に基づき、グループ会社の業務遂行を指導、支援及び監督する。取締役会がグループ全体の業務執行機関として意思決定を行い、全体最適の観点から経営資源の配置・配分を決定し、当社グループの企業価値の向上を図る。

当社は、グループの内部監査方針に基づき、内部監査担当がグループ全体の監査を定期的に実施することができるよう体制を整備し、必要に応じて内部監査担当と監査役が連携し業務の適正の確保を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき者を置くことを求めることができる。また、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき者を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役が当該補助すべき者に対する指揮権をもち、取締役の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事考課、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は社内会議の全てに出席できるものとし、取締役及び使用人から監査役監査基準にしたがって、内部統制システムの整備に関わる部門の活動状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、業績及び業績見込みの発表内容、適時開示情報、内部通報制度の運用状況、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を示す社内稟議書及び各種申請書、重要な契約の内容などの報告を適宜受けるものとする。

当社及びグループ会社は、監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行わない。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社及びグループ会社の取締役は、取締役及び使用人が監査役監査に対する理解を深め、監査役の環境を整備するよう容めるものとする

監査役は代表取締役社長との間に意見交換会を開催し、内部監査担当との連携を図って適切な意思疎通及び効果的な監査体制を構築する。

監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。また、当社は、かかる起用に関する費用又は債務について監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。

対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための 社内体制の整備を推進する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして

位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。

内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように 管理する。

財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果は取締役会及び監査役会に報告する。

必要に応じ、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上で、規程類の整備及び運用を行う。

ロ.リスク管理体制の整備状況

当社グループは、企業経営や災害・事故、社会環境等、当社を取り巻く様々なリスクへの発生防止や対応等、必要な措置を行うため、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を制定しております。また、リスク管理委員会を年4回開催し、具体的な検討事項を各部門にて対応しております。当社グループに多大な影響を及ぼすリスクに対しては、リスク管理委員会主導の下、適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に努めております。

八.子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、親会社の管理本部が直接統治を行う体制によって、子会社の 財政状態及び経営状況を適時に把握する体制を構築しております。

取締役の任期

当社の任期は2年以内とする旨定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、賠償責任に関する不安を除去することで、委縮することなく適切に職務を遂行することを可能とし期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条に定める最低責任限度額に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。 当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を原則月1回、また必要に応じて臨時に開催しております。個々の取締役の出席状況については以下のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役(取締役社長)	安藤 拓郎	17回	17回(100%)

取締役(専務取締役)	鯉沼 充	17回	17回(100%)
取締役	濱田 潤	17回	17回(100%)
社外取締役	廣木 響平	17回	16回 (94.1%)
社外取締役	藤原 克治	13回	13回(100%)
社外監査役	大和 政之	17回	17回(100%)
社外監査役	森 孝司	17回	17回(100%)
社外監査役	佐藤 孝幸	17回	17回(100%)

⁽注)社外取締役 藤原克治氏については、当社社外取締役就任以降に開催された取締役会を対象としております。

当事業年度における取締役会の具体的な検討内容は、以下のとおりであります。

分類	主な審議事項
株主総会	株主総会付議事項
決算関連	決算承認 (四半期含む)、業績進捗報告、予算承認
コーポレートガバナンス	代表取締役・役付取締役選定、会社規程改訂、内部監査計画
その他	経営課題へのアプローチ、事業戦略推進の手法

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 1名(役員のうち女性の比率 10.0%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	安藤拓郎	1973年 6 月 4 日	1998年 4 月 2003年10月 2005年 2 月 2005年 7 月 2012年10月 2015年 9 月 2020年10月 2020年11月 2021年11月 2023年 7 月 2023年10月	日本オラクル株式会社入社 三井物産株式会社入社 株式会社VIBE入社 当社創業 代表取締役社長(現任) 株式会社太洋社 社外取締役 同社退社 株式会社漫画全巻ドットコム 代表取 締役社長(現任) 株式会社スキマ 代表取締役社長(現任) 株式会社ROLL 代表取締役社長(現任) 当社台湾支社 支社長(現任) TORICO SINGAPORE PTE.LTD. 取締役 (現任)	(注) 3	420,040 (注) 4
専務取締役 管理本部長	鯉沼充	1973年 5 月20日	1998年 4 月 2007年 8 月 2007年10月 2018年 7 月	株式会社第一興商入社 当社入社 当社 取締役 当社 専務取締役管理本部長(現任)	(注) 3	101,600 (注)5
取締役 メディア本部長	濱田潤	1982年 3 月18日	2007年4月 2010年12月 2018年6月 2021年4月	株式会社フルスピード入社 当社入社 当社 取締役 当社 取締役メディア本部長(現任)	(注) 3	
取締役	廣木響平	1980年 3 月15日	2002年5月2016年4月2018年4月2019年4月2020年4月2020年6月2021年4月2021年4月	株式会社図書館流通センター 入社 同社 東京営業部担当部長 株式会社図書館総合研究所 主任研究 員 株式会社図書館総合研究所 取締役 株式会社図書館総合研究所 代表取締役専務 当社 取締役(現任) 株式会社図書館総合研究所 代表取締役社長(現任) 株式会社図書館総合研究所 代表取締役社長(現任)	(注) 3	
取締役	藤原克治	1969年12月27日	1993年4月 2001年1月 2014年5月 2017年5月 2024年6月	株式会社東海銀行(現株式会社三菱 UFJ銀行) 入行 株式会社テイツー 入社 同社 取締役 同社 代表取締役社長(現任) 当社 取締役(現任)	(注)3	
取締役	河手優美	1996年7月10日	2019年4月2024年2月2024年5月2025年6月	野村證券株式会社 入社 グロースパートナーズ株式会社 入社 株式会社タカキュー 取締役(監査等 委員会)(現任) 当社 取締役(現任)	(注) 3	
取締役	仮屋裕一	1995年10月14日	2018年4月2020年10月2024年1月2025年5月2025年6月	株式会社三菱UFJ銀行 入行 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 出向 アクセンチュア株式会社 入社 グロースパートナーズ株式会社 入社 当社 取締役(現任)	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	┃ 所有株式3 ┃ (株)
			1975年4月	株式会社太洋社 入社		<u> </u>
			2000年4月	→ □ 同社 取締役管理本部長		
			2012年 9 月	 同社 顧問		
		<u></u>	2014年7月	株式会社芳林堂書店入社 顧問		
常勤監査役	大和政之	1952年 6 月29日	2016年 2 月	株式会社書泉への営業譲渡にともない	(注) 3	
				移籍		
			2016年7月	株式会社英林堂入社 顧問		
			2020年6月	当社 監査役(現任)		
			1986年 9 月	公認会計士丸茂等事務所入所		
			1990年 2月	税理士登録		
			1995年11月	株式会社図書館流通センター 入社		
			1996年8月	同社経営管理室長(現任)		
			2005年12月	株式会社図書館総合研究所 監査役		
				(現任)(非常勤)		
			2006年3月	株式会社図書流通 監査役(現任)(非		
				常勤)		
			2006年 6 月	株式会社図書館流通センター 取締役		
				(現任)(常勤)		
			2010年2月	CHIグループ株式会社(現・丸善CHI		
				ホールディングス株式会社) 執行役		
				員経理財務部長(兼務)		
			2011年5月	公益財団法人図書館振興財団 監事		
監査役	森孝司	1964年 4 月28日	0044/7-6-12	(現任)(非常勤)	(注)3	
			2011年6月	│ グローバルソリューションサービス株 │ 式会社 監査役(現任)(非常勤)	'	
			2013年3月	式芸社 監直伎(現住)(非吊勤) 株式会社岩崎書店 監査役(現任)(非		
			2013年3月	你我会在有過音点 盖直及(現在)(非 常勤)		
			2016年10月	『型』) パプリックマネジメント株式会社		
			2010 1073	監査役(非常勤)		
			2017年6月	当社 監査役(現任)(非常勤)		
			2019年 4 月	株式会社明日香 監査役(現任)(非常		
				勤)		
			2019年7月	株式会社ポスネット 監査役(現任)		
				(非常勤)		
			2020年8月	株式会社日外アソシエーツ 監査役		
				(現任)(非常勤)		
			2022年4月	株式会社日本政策総研監査役(現任)		
		1	40007 1 7	(非常勤) フィス・ファナン公民(Tyleien Beek af	1	
			1992年4月	スイス・ユニオン銀行(Union Bank of		
			1006年4日	Switzerland) 東京支店(現UBS)入社		
			1996年4月	デロイト・トゥシュ会計事務所 (Delloite & Touche LLP) サンフラ		
				(Deficite & Touche LLP) リンフラ ンシスコ事務所 入所		
			1999年4月	フンスコ事務所		
			2002年4月	版局裁判別 - 可宏妍修別 - 入別 佐藤経営法律事務所 - 開設(現任)		
			2002年4月	エース損害保険株式会社(現Chubb損害		
				保険株式会社) 監査役(非常勤)		
監査役	佐藤孝幸	1969年10月10日	2006年10月	ステート・ストリート信託銀行株式会	(注)3	
				社 監査役(非常勤)		
			2007年6月	株式会社ミクシィ 監査役(非常勤)		
			2021年4月	当社 監査役(現任)(非常勤)		
			2021年6月	ウェルネス・コミュニケーションズ株		
				式会社 社外監査役(現任)		
			2021年6月	Al inside株式会社 社外取締役(監査		
				等委員)(現任)(非常勤)		
		1	2023年4月	株式会社アンドパッド 社外監査役		
				(現任)(非常勤)		

- (注) 1.取締役のうち廣木響平氏、藤原克治氏、河手優美氏、仮屋裕一氏は社外取締役であります。
 - 2.監査役 大和政之氏、森孝司氏及び、佐藤孝幸氏は、社外監査役であります。 3.取締役の任期は2年、監査役の任期は4年であります。

 - 4.代表取締役社長安藤拓郎氏の所有株式には、同氏の資産管理会社である株式会社Aが保有する株式数を含ん でおります。
 - 5. 専務取締役鯉沼充氏の所有株式には、同氏の資産管理会社である株式会社373が保有する株式数を含んでお
 - 6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執 行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するにあたって、社外の視点を踏まえ実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを選考基準としております。

社外取締役廣木響平氏は、出版流通業界やIT業界及びその経営に対して知見が深く、経営者としての他社での 豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって当社のコーポ レート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。当社と同氏の間にはそ れ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は当社からの独 立性を有しており、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

社外取締役藤原克治氏は、株式会社テイツーにおいて代表取締役社長として企業経営を統括された経験を有しており、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。株式会社テイツーは当社発行済株式(自己株式を除く)の19.07%を所有するその他の関係会社であり、当社は同社からホビー商材等を仕入れております。

社外取締役河手優美氏は、金融・資本市場業務における勤務経験を通じて、企業財務、資金調達、市場動向に関する豊富な知見を有しており、当社の資本政策や経営戦略の立案・遂行に対して、的確かつ実践的な助言が期待できると判断し、社外取締役に選任しております。同氏はグロースパートナーズ株式会社の従業員であり、「第2事業の状況5 重要な契約等」に記載のとおり、当社は同社と業務資本提携契約を締結しております。

社外取締役仮屋裕一氏は、金融機関における長年の勤務を通じて、企業財務、資金調達、市場動向に関する豊富な知見を有しており、当社の資本政策や経営戦略の立案・遂行に対して、的確かつ実践的な助言が期待できると判断し、社外取締役に選任しております。同氏はグロースパートナーズ株式会社の従業員であり、「第2事業の状況5 重要な契約等」に記載のとおり、当社は同社と業務資本提携契約を締結しております。

社外監査役大和政之氏は、出版流通業界で長年に渡り管理部管掌役員として経営に携わり、業界に対して知見が深く、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、監査役に選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役森孝司氏は、税理士資格を保有しつつ、出版流通業界で長年に渡り管理部管掌役員として、その経営に対して知見が深く、また監査役としての他社での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、監査役に選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験に基づく高度な専門的知識を有していることから、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、監査役に選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携並びに内部 統制部門との関係

社外取締役は、常勤監査役から内部監査担当者及び会計監査人との連携状況についての報告を受け、必要に応じて内部監査、会計監査人との相互連携を図るとともに、管理部門との連携を密にして経営情報を入手しており、社外取締役を含む取締役は監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図っていくこととしております。

内部監査は、内部監査責任者及び内部監査担当者を任命し、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性 及び正確性について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告しております。社外監査役は、代表取締役 が選任した内部監査責任者より内部監査計画並びに内部監査、内部統制の運用状況、監査役監査及び会計監査の 結果について適宜報告を受けております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて当社の業務全般について常勤監査役を中心として計画的かつ効果的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役との意見交換、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。

また、「(3) 監査の状況」に記載のとおり、内部監査責任者、監査役及び会計監査人は定期的に会合を実施することで、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の3名で構成されており、3名全員が社外 監査役であります。

監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性・適正性を監査しております。

また、監査役と内部監査担当者は、日々の業務監査においても情報共有をしており、連携した監査体制を実現し、会計監査人とも、適宜に会合を設けて、監査実施状況について、報告及び説明を受けるとともに、適時に協議、意見有しております。

当事業年度において監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役(社外)	大和 政之	12	12
監査役(社外)	森 孝司	12	12
監査役(社外)	佐藤 孝幸	12	12

監査役会の主な検討事項としては、決議事項「監査役監査基準改定」「会計監査人の報酬」に関して検討をしております。

常勤監査役の具体的な活動としては、社内で開催されている取締役会・経営会議・システム管理委員会・安全衛生委員会・リスク管理委員会・監査役会等に出席しております。また、毎月稟議書・各種申請書についても全件監査を実施しております。

内部監査の状況

当社では、現時点においては独立した内部監査部署を設けておらず、代表取締役社長より任命された内部監査 担当者2名が「内部監査規程」に基づき、業務監査を実施しております。内部監査担当者は、当社の業務部門の 監査を、「内部監査規程」及び年度計画に基づいて行い、監査の結果報告を代表取締役に行い、各部門へ監査結 果の報告及び改善事項の指摘及び指導等も行っております。また、内部監査結果及び是正状況については、取締 役会及び監査役に報告し、意見交換を行っております。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

アーク有限責任監査法人

b . 継続監査期間

6 年間

c . 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松本芳和氏 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 徳永剛氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

受嘱者の社員、又は職員のうちから指定有限責任社員が指名する者 公認会計士 5名 その他 3名

e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しては、監査法人の独立性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に行われることを確認する方針とし、当該基準を満たし、高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、アーク有限責任監査法人を会計監査人として選定しております。なお、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任を検討いたします。また、監査役は、会計監査人の職務遂行状況を考慮し、株主総会への会計監査人の解任、不再任に関する議案の提出の要否の検討を毎期行ってまいります。

f . 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役は、会計監査人の再任の適否を検討するため、会計監査人の職務遂行状況や、品質管理体制及び独立性、専門性を評価しております。

監査報酬の内容等

a.監査公認会計士等に対する報酬の内容

E / \	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に 非監査業務に 基づく報酬(千円) 基づく報酬(千円)		監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	
提出会社	16,500		16,500		
連結子会社					
計	16,500		16,500		

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

c . 監査報酬の決定方針

監査報酬は、監査予定時間及び業務の特性等を考慮し、監査役の同意を受けて決定しております。

d. 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、取締役、関連部署及び会計監査人から必要な資料を入手するとともに、報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額に関する方針を、当社の「役員報酬規程」において定めております。当社の「役員報酬規程」は2020年6月17日の取締役会にて決議しております。

当社の役員報酬については、当社の業績及び経済情勢等を勘案し、職責・役位に応じた「固定報酬」と、業績に連動した報酬である「賞与」並びに、株主との価値共有を図るための報酬である「株式報酬」で構成されております。

賞与については、取締役のみを対象とし、経営に対する独立性の観点から、監査役は対象としておりません。 また「株式報酬」については、役員の職責等に応じ、取締役を対象として新株予約権を発行しております。

「固定報酬」については、2020年6月17日開催の第15回定時株主総会で決議された限度額(年額100,000千円以内、員数6名)の範囲内において、取締役会にて各期の業績、経済情勢、職責、貢献度等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長安藤拓郎が役員報酬規程に定める役職毎の報酬レンジの範囲で決定します。

監査役の報酬については、2020年6月17日開催の第15回定時株主総会の決議(年額30,000千円以内、員数2名)の範囲内において業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

「賞与」については、会社の経常的な活動の成果を表す指標として経常利益の予算対比実績を参考指標として、取締役の報酬等の一部として、上記株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。「株式報酬」については、上記株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。

「株式報酬」については、職責等に応じ、新株予約権を割り当てます。また、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」といいます。)を割り当てます。なお、譲渡制限付株式は、一定期間継続して当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあったことを条件とする「在籍条件型譲渡制限付株式」と、当社取締役会が予め設定した業績を達成することを条件とする「業績条件型譲渡制限付株式」の2種類で構成することとします。

また、当社は、各取締役の評価を行うのは、当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると判断し、取締役会の決議により、代表取締役社長安藤拓郎に対して、取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた同氏は、当社役員報酬規程に基づき、社外取締役及び監査役の意見を踏まえた上で、個人別の役員報酬を決定しております。

役員区分ごとの連結報酬等の総額	報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数
12 夏 区 刀 C C V 庄 沁 刊 町 冊 V 沁 頭、	一批別寸り注意別総設及し入るしるる以見り見数

小 吕应八	報酬等の総額	報酬等	報酬等の種類別の総額(千円)				
役員区分	(千円)	固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬)	付 役員の員数 (名)		
取締役(社外取締役を 除く)	47,786	45,518		2,267	3		
監査役 (社外監査役を除く。)							
社外取締役	3,000	3,000			1		
社外監査役	10,200	10,200			3		

- (注) 1.使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 - 2. 非金銭報酬等は当期の費用計上額を記載しております。

役員ごとの報酬等の総額等

役員ごとの報酬等の総額は、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載を省略しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社TORICO(E37457) 有価証券報告書

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に 基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、アーク有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との綿密な連携及び情報の共有化を図り、必要な対応を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	606,607	634,881
売掛金	294,850	207,060
商品	589,299	512,609
その他	104,519	54,912
貸倒引当金	2,107	930
流動資産合計	1,593,168	1,408,533
固定資産		
有形固定資産		
建物	63,500	38,804
減価償却累計額	2 14,928	2 38,804
建物(純額)	48,571	0
その他	108,863	105,529
減価償却累計額	55,804	2 105,528
その他(純額)	53,059	0
有形固定資産合計	101,630	0
無形固定資産		
その他	55,807	0
無形固定資産合計	55,807	0
投資その他の資産		
その他	103,204	64,891
投資その他の資産合計	103,204	64,891
固定資産合計	260,643	64,891
資産合計	1,853,812	1,473,425

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	285,047	199,682
1 年内返済予定の長期借入金	156,423	97,000
未払金	154,391	91,451
未払法人税等	210	12,434
契約負債	44,165	43,006
その他	51,734	58,241
流動負債合計	691,972	501,817
固定負債		
長期借入金	259,683	162,683
資産除去債務	795	
その他	5,151	3,001
固定負債合計	265,629	165,684
負債合計	957,602	667,502
純資産の部		
株主資本		
資本金	188,901	366,965
資本剰余金	522,792	700,856
利益剰余金	219,031	226,526
自己株式	40,577	40,602
株主資本合計	890,148	800,692
その他の包括利益累計額	·	
為替換算調整勘定	3,814	3,712
その他の包括利益累計額合計	3,814	3,712
新株予約権	2,246	1,518
純資産合計	896,209	805,923
負債純資産合計	1,853,812	1,473,425

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日	(単位:千円) 当連結会計年度 (自 2024年4月1日
	至 2024年 3 月31日)	至 2025年 3 月31日)
売上高	1 3,897,961	1 3,677,329
売上原価	2 2,493,506	2 2,344,013
売上総利益	1,404,455	1,333,315
販売費及び一般管理費	3 1,626,863	3 1,593,500
営業損失()	222,408	260,185
営業外収益		
受取利息	40	513
受取配当金	1	1
コイン失効益	3,302	2,422
開発支援金	909	
保険金収入	748	
受取手数料	325	7,140
その他	1,384	2,485
営業外収益合計	6,711	12,564
営業外費用		
支払利息	7,064	5,673
為替差損	819	2,823
株式報酬費用消滅損		8,126
その他	502	314
営業外費用合計	8,386	16,937
経常損失()	224,082	264,558
特別利益		
固定資産売却益	4 218	4 246
特別利益合計	218	246
特別損失		
固定資産除却損	5 2,305	5 169
固定資産売却損		6 280
事務所移転費用	5,242	
減損損失	·	7 165,006
退店に伴う損失		9,279
特別損失合計	7,547	174,736
税金等調整前当期純損失()	231,412	439,048
法人税、住民税及び事業税	2,265	6,509
法人税等調整額	38,973	
法人税等合計	41,238	6,509
当期純損失()	272,651	445,558
親会社株主に帰属する当期純損失()	272,651	445,558

【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)_
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	272,651	445,558
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	3,079	102
その他の包括利益合計	1 3,079	1 102
包括利益	269,571	445,660
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	269,571	445,660

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

			株主資本			その他の包括	- 舌利益累計額		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合 計	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	183,217	513,909	491,682	26,854	1,161,954	735	735	2,246	1,164,935
当期変動額									
新株の発行	5,684	5,684			11,368				11,368
親会社株主に帰属する当期純損失()			272,651		272,651				272,651
自己株式の取得				37,737	37,737				37,737
自己株式の処分				24,015	24,015				24,015
自己株式処分差益		3,199			3,199				3,199
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						3,079	3,079		3,079
当期変動額合計	5,684	8,883	272,651	13,722	271,806	3,079	3,079		268,726
当期末残高	188,901	522,792	219,031	40,577	890,148	3,814	3,814	2,246	896,209

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
		株主資本				その他の包持	舌利益累計額		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	188,901	522,792	219,031	40,577	890,148	3,814	3,814	2,246	896,209
当期変動額									
新株の発行	178,064	178,064			356,128				356,128
親会社株主に帰属する当期純損失()			445,558		445,558				445,558
自己株式の取得				25	25				25
自己株式の処分									
自己株式処分差益									
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						102	102	728	830
当期変動額合計	178,064	178,064	445,558	25	89,455	102	102	728	90,285
当期末残高	366,965	700,856	226,526	40,602	800,692	3,712	3,712	1,518	805,923

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:千円) 当連結会計年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
税金等調整前当期純損失()	231,412	439,048
減価償却費	35,601	38,531
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,456	1,177
受取利息及び受取配当金	41	514
支払利息	7,064	5,673
固定資産除売却損益(は益)	2,087	204
減損損失		165,006
退店に伴う損失		9,279
売上債権の増減額(は増加)	27,261	87,726
棚卸資産の増減額(は増加)	46,593	76,621
仕入債務の増減額(は減少)	27,062	85,387
未収入金の増減額(は増加)	10,921	7,307
未払金の増減額(は減少)	29,512	62,324
契約負債の増減額(は減少)	511	1,158
その他	58,962	55,699
小計	160,403	143,561
利息及び配当金の受取額	41	514
利息の支払額	6,952	5,804
退店に伴う損失の支払額		7,771
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	20,177	16,605
営業活動によるキャッシュ・フロー	187,492	140,017
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	65,097	2,829
無形固定資産の取得による支出	22,796	24,957
有形固定資産の売却による収入	218	246
差入保証金の差入による支出	52,096	43,238
差入保証金の返還による収入	3,251	43,894
投資活動によるキャッシュ・フロー	136,520	26,884
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	106,497	156,423
株式の発行による収入	11,368	354,278
自己株式の取得による支出	37,737	25
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,846	2,595
財務活動によるキャッシュ・フロー	134,713	195,235
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,084	58
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	455,641	28,274
現金及び現金同等物の期首残高	1,062,248	606,607
現金及び現金同等物の期末残高	606,607	634,881

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社ROLL

株式会社漫画全巻ドットコム

株式会社スキマ

TORICO SINGAPORE PTE.LTD.

2 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 3.会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額 法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3~18年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生 債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、紙及び電子のマンガの販売を行っております。当社及び国内連結子会社は約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷時又はライセンスの付与時と判断しております。なお、当該サービスにおける通常の支払期限は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。当社グループが付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債としております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年 改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と特殊当座借越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	400,000千円	400,000千円

2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書関係)

工具器具備品

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客と の契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を 分解した情報」に記載しております。

脚末棚制高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれておりま

2	期末棚卸高は収益性の低下による簿価は	JT下後の金額であり、次の棚卸資	【産評価損が売上原価に含まれており
	す。		
•		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
		3,995 千円	2,064 千円
3	販売費及び一般管理費のうち主要な費目	及び金額は次のとおりであります	र् .
		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	給与手当	258,328千円	255,198千円
	荷造運賃	193,872	182,407
	オンラインショップ運営費	318,828	292,079
	貸倒引当金繰入額	1,456	1,177
4	固定資産売却益		
		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	車両運搬具	218 千円	千円
	工具器具備品		246
	合計	218	246
5	固定資産除却損		
		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	建物付属設備	2,027 千円	0 千円
	工具器具備品	278	169
	合計	2,305	169
6	固定資産売却損		
•		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月21日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 日24日)

2024年3月31日)

千円

至 2025年3月31日)

280 千円

7 減損損失

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額	
本社、倉庫他 (東京都千代田区他)	店舗及び共用資産	建物、無形固定資産、そ の他	165,006千円	

当社グループは店舗をグルーピングの最小単位としており、本社設備等を共用資産としております。

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、減損の兆候を共 用資産を含む、より大きな単位で検討し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特 別損失に計上しております。その主な内訳は「建物」44,595千円、「工具器具備品」27,350千円、「無形固定資 産」68,355千円です。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値によっており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が マイナスであるため回収可能価額を零としております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位・千円)

		(半四・113)
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,079	102
組替調整額		
法人税等及び税効果調整前	3,079	102
法人税等及び税効果額		
為替換算調整勘定	3,079	102
その他の包括利益合計	3,079	102

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,242,820	15,280		1,258,100
合計	1,242,820	15,280		1,258,100
自己株式				
普通株式	23,400	30,400	19,996	33,804
合計	23,400	30,400	19,996	33,804

(変動事由の概要)

発行済株式

・新株予約権の行使による増加 15.280株

自己株式

・2023年1月12日の取締役会決議による自己株式の取得による増加 30.400株

・譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 19,996株

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権	新株·	予約権の目的と	なる株式の数((株)	当連結会計
区分	新株予約権 の内訳	の目的となる株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	年度末残高(千円)
	ストック・						
提出会社	オプション						2,246
延出去社	としての新						2,240
	株予約権						
合	·計						2,246

3.配当に関する事項 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,258,100	356,000		1,614,100
合計	1,258,100	356,000		1,614,100
自己株式				
普通株式	33,804	6,969		40,773
合計	33,804	6,969		40,773

(変動事由の概要)

発行済株式

・第三者割当増資による増加 300,000株・新株予約権の行使による増加 56,000株

自己株式

・譲渡制限付株式の無償取得による増加 6,944株 ・単元未満株式の買取りによる増加 25株

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権	新株·	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
区分	新株予約権 の内訳	の目的となる株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	当連結会計 年度末残高 (千円)
提出会社	ストック・ オプション						1,518
жщин	としての新 株予約権						1,010
合	計						1,518

3.配当に関する事項 該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	606,607千円	634,881千円
預入期間が3か月を超える定期預金		
- 現金及び現金同等物	606,607	634,881

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行 等金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、事業活動に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は、最長で、決算日後4年10か月であります。このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	416,106	413,963	2,142
負債計	416,106	413,963	2,142

(1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び買掛金並びに未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	259,683	256,174	3,508
負債計	259,683	256,174	3,508

(1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び買掛金並びに未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金及び預金	606,607			
売掛金	294,850			
合計	901,457			

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金及び預金	634,881			
売掛金	207,060			
合計	841,942			

(注2) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	156,423	97,000	92,855	56,962	6,413	6,453
リース債務(1年内返済予 定のリース債務を含む)	2,407	2,537	428			

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	97,000	92,855	56,962	6,413	6,453	
リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)	2,781	220				

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の

対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイ

ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)				
<u> </u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)		413,963		413,963	
負債計		413,963		413,963	

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分		時価 (千円)			
区 万	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)		256,174		256,174	
負債計		256,174		256,174	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額 該当事項はありません。
- 3.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	第 7 回ストック・ オプション	第 8 回ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員 2名	当社役員 2名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 1、 2	普通株式 11,200株	普通株式 396,800株
付与日	2020年11月27日	2021年10月7日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載のと おりであります。	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 2022年11月28日 至 2030年11月26日	自 2021年10月 7日 至 2031年10月 6日

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
- (注) 2 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っている為、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第 7 回ストック・ オプション	第8回ストック・ オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	4,000	172,800
権利確定		
権利行使		56,000
失効		
未行使残	4,000	116,800

(注) 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っている為、当該株式分割 後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第 7 回ストック・ オプション	第 8 回ストック・ オプション
権利行使価格(円)	625	625
行使時平均株価(円)		773
付与日における公正な評価 単価(円)		13

4 . ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの

公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は取引事例評価方式並びにDCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び簿価純資産価額方式により算定しております。

- 5.ストック・オプションの権利確定数の見積方法 基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
- 6.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 1,518千円
 - (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 8,288千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度末 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度末 (2025年 3 月31日)
繰延税金資産		
減損損失	604千円	45,043千円
契約負債	8,148	6,955
税務上の繰延資産	3,619	1,113
ソフトウエア	6,695	6,242
未払金	17,284	7,896
買掛金	5,989	9,858
関係会社株式評価損	156	19,958
税務上の繰越欠損金(注2)	70,779	161,149
その他	8,546	14,704
繰延税金資産小計	121,825	272,923
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	70,779	161,149
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	51,045	111,773
評価性引当額小計	121,825	272,923
繰延税金資産合計		

- (注) 1 . 評価性引当額が151,098千円増加しております。この増加の主な内容は、当社及び連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が90,370千円、減損損失に係る評価性引当額が44,439千円及び関係会社株式評価損に係る評価性引当額が19,801千円等将来減算一時差異に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。
 - 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(千円)

133~211112(-010	, , , ,						(1 1 3 /
	1 年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			144	56	62	70,514	70,779
評価性引当額			144	56	62	70,514	70,779
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(千円)

	1 年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)		148	58	64	2	160,876	161,149
評価性引当額		148	58	64	2	160,876	161,149
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「買掛金」「関係会社株式評価損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産の「その他」に表示していた14,692千円は、「買掛金」5,989千円、「関係会社株式評価損」156千円、「その他」8,546千円として組み替えております。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度末(2024年3月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当連結会計年度末(2025年3月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴

い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

9,926
1,374
1,339
8,981
5,706
7,329
7,329
1 8 7 7

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)3.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	322,080	294,850
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	294,850	207,060
契約負債(期首残高)	44,676	44,165
契約負債 (期末残高)	44,165	43,006

契約負債は主に当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、44,676千円であり ます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、44,165千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の予想契約期間が1年間を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義

務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、マンガ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社グループは、マンガ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載 を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

主な相手先別の売上高は次のとおりです。なお、楽天グループ株式会社、アマゾンジャパン合同会社、LINEヤフー株式会社、に対する販売実績は、当社が同社等の運営するショッピングモールを介して、当社運営店舗が一般消費者へ販売した商品売上の総額であります。

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
楽天グループ株式会社	1,068,318
アマゾンジャパン合同会社	727,321
LINEヤフー株式会社	450,238

当社はマンガ事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社グループは、マンガ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載 を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

主な相手先別の売上高は次のとおりです。なお、楽天グループ株式会社、アマゾンジャパン合同会社、LINEヤフー株式会社、に対する販売実績は、当社が同社等の運営するショッピングモールを介して、当社運営店舗が一般消費者へ販売した商品売上の総額であります。

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
楽天グループ株式会社	837,750
アマゾンジャパン合同会社	667,237
LINEヤフー株式会社	422,808

当社はマンガ事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは、マンガ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	鯉沼充			当社専務 取締役	(被所有) 直接 9.2 間接 1.4 (注2)		ストックオ プションの 権利行使 (注1)	35,000		

- (注) 1 2021年10月7日臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における行使を記載しております。なお、取引金額はストック・オプションの権利行使による付与株数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
 - 2 「議決権等の所有(被所有)割合」欄は、当社の専務取締役である鯉沼充氏の資産管理会社である株式会社373の所有株式数を含んでおります。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	730.19円	511.28円	
1株当たり当期純損失()	223.64円	294.32円	
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	円	

(注) 1 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2 「小コルグコ判派的兵人の井足工の全権は、外」	i -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	272,651	445,558
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額 ()(千円)	272,651	445,558
普通株式の期中平均株式数(株)	1,219,140	1,513,864
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、第三者割当の方法により新株予約権及び無担保転換社債 型新株予約権付社債を発行することについて決議し、同日付けでグロースパートナーズ株式会社(以下グロー スパートナーズといいます。)との間で事業提携契約書を締結し、2025年5月13日にグロースパートナーズが 管理・運営を行うファンドであるGP上場企業出資投資事業有限責任組合と上記新株予約権及び無担保転換社債 型新株予約権付社債の引受契約を締結し、同日に払込が完了いたしました。

発行した新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の概要は以下のとおりであります。 第9回新株予約権

募集の方法 第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をGP上場

企業出資投資事業有限責任組合に割り当てております。

新株予約権の目的となる株式 当社普通株式

の種類

発行する新株予約権の総数 4,573個(457,300株)

新株予約権の発行総額 1,778,897円

新株予約権の発行価額 新株予約権1個当たり389円

新株予約権の行使に際して出 1株当たり656円

資される財産の額 なお、新株予約権発行要項に基づき、修正又は調整される

場合がある。

新株予約権の割当日 2025年 5 月13日

新株予約権の行使請求期間 2025年5月14日から2030年5月13日

を発行する場合の資本組入額

に関する事項

発行の目的

- 新株予約権の行使により株式 (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従 い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額と し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端 数を切り上げるものとする。
 - (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において 増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増 加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減 じた額とする。

M&Aによる事業拡大

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行総額 300,000,000円

各社債の発行価額 10,000,000円(額面100円につき金100円)

利率 年率3.0%

償還金額 本社債の金額100円につき金100円

償還期限 2030年 5 月13日 償還方法 イ.満期償還

2030年5月13日にその総額を100円につき金100円で

償還する。

口.その他繰上償還

新株予約権付社債発行要項に基づく繰上償還が行わ れる場合がある。

新株予約権に関する事項

イ.新株予約権の目的となる株式の種類:

当社普通株式

口.発行する新株予約権の総数:30個

八. 当該発行による転換価額及び潜在株式数:

当初転換価額(656円)における潜在株式数:

457,300株

下限転換価額(459円)における潜在株式数:

653,500株

二.新株予約権の払込価格:

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします

ホ.新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び その価額:

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本新 株予約権に係る本社債とし、本社債の価額はその払込 金額と同額とする。

へ. 転換価額 1株当たり656円

なお、新株予約権付社債発行要項に基づき、修正又は 調整される場合がある。

ト. 行使期間:

2025年5月14日から2030年5月13日

払込期日 2025年 5 月13日

募集の方法 第三者割当の方法により、GP上場企業出資投資事業有限責

任組合に割り当てております。

担保・保証の有無なし

資金調達の目的 アジア市場への本格展開に向けた戦略投資

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	156,423	97,000	0.92	
1年以内に返済予定のリース債務	2,407	2,781	5.23	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	259,683	162,683	0.96	2026年 4 月 ~ 2030年 1 月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	2,966	220	5.23	2026年 4 月 ~ 2026年 5 月
合計	421,479	262,684		

- (注) 1.「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	92,855	56,962	6,413	6,453
リース債務	220			

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(千円)	1,899,094	3,677,329
税金等調整前中間(当期)純損失()	(千円)	135,759	439,048
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失()	(千円)	139,400	445,558
1株当たり中間(当期) 純損失()	(円)	93.11	294.32

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	587,528	615,127
売掛金	294,094	203,666
商品	583,274	505,077
前払費用	47,541	30,713
未収入金	28,481	21,513
預け金	107	124
その他	26,389	217
貸倒引当金	2,107	930
流動資産合計	1,565,310	1,375,510
固定資産		
有形固定資産		
建物	62,967	38,274
減価償却累計額	14,810	38,274
建物(純額)	48,157	0
車両運搬具	8,870	8,870
減価償却累計額	7,185	8,870
車両運搬具(純額)	1,685	0
工具、器具及び備品	92,536	90,440
減価償却累計額	46,574	90,440
工具、器具及び備品(純額)	45,961	0
有形固定資産合計	95,804	0
無形固定資産		
商標権	259	0
ソフトウエア	37,057	0
ソフトウエア仮勘定	18,489	0
無形固定資産合計	55,807	0
投資その他の資産		
関係会社株式	50,978	12,478
出資金	10	10
長期前払費用	24,366	866
差入保証金	77,424	63,227
預託金	28	28
関係会社長期貸付金		22,296
貸倒引当金		4,564
投資その他の資産合計	152,807	94,341
固定資産合計	304,419	94,341
資産合計	1,869,729	1,469,852

		(単位:千円)
	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	283,671	199,682
1 年内返済予定の長期借入金	156,423	97,000
未払金	152,686	91,451
未払費用	40,219	36,849
未払法人税等		12,224
未払消費税等		15,557
契約負債	44,165	43,006
預り金	10,923	2,588
その他	112	64
流動負債合計	688,202	498,425
固定負債		
長期借入金	259,683	162,683
資産除去債務	795	
固定負債合計	260,478	162,683
負債合計	948,680	661,108
純資産の部		
株主資本		
資本金	188,901	366,965
資本剰余金		
資本準備金	519,593	697,657
その他資本剰余金	3,199	3,199
資本剰余金合計	522,792	700,856
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	247,685	219,993
利益剰余金合計	247,685	219,993
自己株式	40,577	40,602
株主資本合計	918,802	807,225
新株予約権	2,246	1,518
純資産合計	921,048	808,744
負債純資産合計	1,869,729	1,469,852

【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	2 3,897,473	2 3,652,301
売上原価	2,492,965	2 2,316,263
売上総利益	1,404,508	1,336,038
販売費及び一般管理費	1 1,601,450	1 1,555,166
営業損失()	196,942	219,128
営業外収益	-	
受取利息	40	845
受取配当金	1	1
コイン失効益	3,302	2,422
開発支援金	909	
保険金収入	748	
受取手数料	325	7,140
その他	2 948	2 2,309
営業外収益合計	6,275	12,719
営業外費用	·	
支払利息	6,794	5,769
為替差損	695	2,603
貸倒引当金繰入額		4,564
株式報酬費用消滅損		8,126
その他	501	303
営業外費用合計	7,991	21,366
経常損失()	198,658	227,776
特別利益		
固定資産売却益	з 218	з 246
特別利益合計	218	246
特別損失	-	
固定資産除却損	4 2,305	4 169
固定資産売却損		5 280
事務所移転費用	5,242	
減損損失		161,311
退店に伴う損失		9,279
関係会社株式評価損		62,808
特別損失合計	7,547	233,849
税引前当期純損失()	205,987	461,379
法人税、住民税及び事業税	2,055	6,299
法人税等調整額	38,973	
法人税等合計	41,028	6,299
当期純損失 ()	247,016	467,679

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日	
		至 2024年3月31日)		至 2025年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
1 . 期首商品棚卸高		635,644		583,274	
2 . 当期商品仕入高		2,430,669		2,199,966	
3 . 当期仕入割戻し高		46,312		40,104	
合計		3,020,001		2,743,136	
4 . 期末商品棚卸高		583,274		505,077	
当期商品売上原価		2,436,727	97.7	2,238,059	96.6
ロイヤリティ		23,499	0.9	40,743	1.8
労務費		24,037	1.0	31,574	1.4
経費		8,700	0.3	5,885	0.3
売上原価合計		2,492,965	100.0	2,316,263	100.0

経員の主な内訳は人の通りであります。							
(E	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)					
減価償却費	7,242 千円	2,085 千円					
地代家賃	1,458	3,800					

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

				(+12.113)			
	株主資本						
		資本剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
当期首残高	183,217	513,909		513,909			
当期変動額							
新株の発行	5,684	5,684		5,684			
当期純損失()							
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式処分差益			3,199	3,199			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)							
当期変動額合計	5,684	5,684	3,199	8,883			
当期末残高	188,901	519,593	3,199	522,792			

	株主資本					
	利益乗	判余金	金		**** 7 16.15	位次立○□
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	新株予約権 	純資産合計
	繰越利益剰余金	州				
当期首残高	494,702	494,702	26,854	1,164,973	2,246	1,167,220
当期変動額						
新株の発行				11,368		11,368
当期純損失()	247,016	247,016		247,016		247,016
自己株式の取得			37,737	37,737		37,737
自己株式の処分			24,015	24,015		24,015
自己株式処分差益				3,199		3,199
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	247,016	247,016	13,722	246,171		246,171
当期末残高	247,685	247,685	40,577	918,802	2,246	921,048

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		資本剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	188,901	519,593	3,199	522,792		
当期変動額						
新株の発行	178,064	178,064		178,064		
当期純損失()						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式処分差益						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	178,064	178,064		178,064		
当期末残高	366,965	697,657	3,199	700,856		

		株主資本				
	利益乗	判余金			ᅂᄲᇂᄵᆄ	☆次立△≒□
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	繰越利益剰余金	州				
当期首残高	247,685	247,685	40,577	918,802	2,246	921,048
当期変動額						
新株の発行				356,128		356,128
当期純損失()	467,679	467,679		467,679		467,679
自己株式の取得			25	25		25
自己株式の処分						
自己株式処分差益						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					728	728
当期変動額合計	467,679	467,679	25	111,576	728	112,304
当期末残高	219,993	219,993	40,602	807,225	1,518	808,744

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額 法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物5~18年車両運搬具2年工具、器具及び備品3~8年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。営業権の償却年数は5年になります。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生 債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、紙及び電子のマンガの販売を行っております。当社は約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷時又はライセンスの付与時と判断しております。なお、当該サービスにおける通常の支払期限は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債としております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年 改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更により財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と特殊当座借越契約及び貸出コミットメントを締結 しております。

	————————————————————— 前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	400,000千円	400,000千円

(損益計算書関係)

工具器具備品

合計

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82.3%、当事業年度83.0%、一般管理費に属する費用のお およその割合は前事業年度17.7%、当事業年度17.0%であります。

	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。						
		(自 至	前事業年度 2023年4月1日 2024年3月31日)	(自 至	当事業年度 2024年4月1日 2025年3月31日)		
	給与手当		256,199千円		252,274千円		
	荷造運賃		191,895		181,259		
	オンラインショップ運営費		318,828		291,151		
	減価償却費		23,670		25,686		
2	関係会社との取引に係るものが次のとおり含	まれ					
		(自	前事業年度 2023年4月1日	(自	当事業年度 2024年4月1日		
		至	2024年 3 月31日)	至	2025年3月31日)		
•	営業取引による取引高						
	売上高		3,419千円		68,326千円		
	仕入高		千円		18,041千円		
	営業取引以外の取引による取引高		600千円		1,782千円		
3	固定資産売却益						
		(自 至	前事業年度 2023年4月1日 2024年3月31日)	(自 至	当事業年度 2024年4月1日 2025年3月31日)		
	車両運搬具		218 千円		千円		
	工具器具備品				246		
	合計		218		246		
4	固定資産除却損						
		(自 至	前事業年度 2023年 4 月 1 日 2024年 3 月31日)	(自 至	当事業年度 2024年4月1日 2025年3月31日)		
•	建物付属設備		2,027 千円		0 千円		

278

2,305

169

169

5 固定資産売却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
 工具器具備品	千円	280 千円

(有価証券関係)

関係会社株式(貸借対照表計上額は 前事業年度50,978千円、当事業年度12,478千円)は、市場価格のない株式等であることから、関係会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
繰延税金資産		
減損損失	604千円	45,043千円
契約負債	8,148	6,955
税務上の繰延資産	3,619	1,113
ソフトウエア	6,695	6,242
未払金	17,284	7,896
買掛金	5,989	9,858
関係会社株式評価損	156	19,958
税務上の繰越欠損金	65,160	148,253
その他	8,546	14,704
繰延税金資産小計	116,206	260,026
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	65,160	148,253
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	51,045	111,773
評価性引当額小計	116,206	260,026
繰延税金資産合計		

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「買掛金」「関係会社株式評価損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「その他」に表示していた14,692千円は、「買掛金」5,989千円、「関係会社株式評価損」156千円、「その他」8,546千円として組み替えております。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更による当事業年度の財務諸表への影響はありません。

EDINET提出書類 株式会社TORICO(E37457) 有価証券報告書

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	62,967	710	25,401	38,274	38,274	48,867 (43,987)	0
車両及び運搬具	8,870			8,870	8,870	1,685 (453)	0
工具、器具及び備品	92,536	930	3,026	90,440	90,440	46,441 (29,495)	0
有形固定資産計	164,374	1,640	28,427	137,586	137,586	96,994 (73,936)	0
無形固定資産							
商標権	1,199		139 (139)	1,059	1,059	119	0
ソフトウエア	134,531	28,885	53,654 (53,654)	109,761	109,761	12,288	0
ソフトウエア仮勘定	18,489	23,177	41,667 (14,561)	0			0
営業権	11,000			11,000	11,000		
無形固定資産計	165,220	52,062	95,461 (68,355)	121,821	121,821	12,408	0
長期前払費用	24,366	10,928	34,428 (9,694)	866			866

- (注) 1.「当期減少額」欄及び「当期償却額」欄の()は内書で、減損損失の計上額であります。
 - 2.「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。
 - 3. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエアソフトウエア仮勘定から振替27,101千円ソフトウエアプリンター用OS1,783千円ソフトウエア仮勘定社内システム開発費用23,177千円

4. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備名古屋店退店に伴う除却19,190千円長期前払費用前払費用への振替24,224千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	2,107	930	-	2,107	930
貸倒引当金(固定)	1	4,564	•	•	4,564

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本 経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.torico-corp.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない 旨、定款に定めております。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第19期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年6月28日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月28日 関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第20期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2024年11月14日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要な株主の異動)の規定に基づく臨時報告書 2024年4月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2024年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書2025年4月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2025年5月21日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書(組込方式)及びその添付書類

第三者割当増資による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第9回新株予約権の発行 2025年4月25日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025 年 6 月 27 日

株式会社TORICO

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 東京オフィス

指定有限責任社員

公認会計士 松本 芳和

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 徳永 剛

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TORICOの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TORICO及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は、2025年4月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、2025年5月13日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者の評価の妥当性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社は、2024年3月期より2期連続での営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。

経営者は、継続企業の前提に基づき、連結財務諸表を 作成することが適切であるかどうかを評価するととも に、継続企業の前提に関する注記の要否を判断すること が求められる。

経営者は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策として、成長余地の大きいイベントサービスや海外事業に集中することで、全体の利益率の向上を目指すとともに、EC事業においては物流効率の見直しや人員配置の最適化、オペレーション体制の再構築を通じてコスト構造改革を実施するとしている。また、2025年5月13日に第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により資金調達を実施している。

上記の対応策により当面の事業活動の継続性に懸念は なく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと経営者は判断している。

しかしながら、上記のような対応策の実行は、経営者の意思や能力の影響を受け、また、資金繰りの前提となる将来事業計画は、経営者の仮定と判断を含んでおり不確実性を伴うことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての判断に重要な影響を及ぼす。

以上から、当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者の評価の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者の評価 の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施し た。

- ・継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事 象又は状況の把握が経営者によって適切に行われている かを確かめた。
- ・期末日の現金及び預金の保有残高、資金繰り計画における期末日後1年間の収入と支出の状況を検討し、監査人の判断により一定のストレスをかけた上で、期末日後1年間における事業の継続可能性を評価した。
 - ・期末日時点で存在する借入金について財務制限条項 の有無を契約書等の閲覧により確認した。
 - ・期末日後に実施した資金調達について、その入金を 裏付ける証憑との突合を行うとともに、契約書等の 閲覧及び資金調達先への質問により繰上償還の可能 性について検討した。
 - ・継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者の判断を評価し、継続企業の前提に関する注記の要否について検討した。

EC(物販)に関する売上高の正確性及び期間帰属の適切性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高は、3,677,329千円であり、このうち、【注記事項】「(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおり、EC(物販)に関する売上高は2,739,926千円と連結売上高の75%を占めて

EC(物販)の収益は、約束した財の顧客への移転を、 当該財と交換に会社が権利を得ると見込む対価の額で収 益を認識する。会社はEC(物販)の収益について、自社 倉庫からの出荷日を履行義務の充足時期と見做して収益 認識している。

売上高の計上には販売管理システムから会計システムへの手作業が介入するため、売上高が誤って計上される可能性があること、また、EC(物販)の収益は、少額の取引が日々大量に発生することから、販売管理システムへの出荷処理が適時に行われず、出荷日とは異なる日付での売上計上がされる可能性がある。

以上から、当監査法人は、EC(物販)に関する売上高の正確性及び期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、EC(物販)に関する売上高の正確性及び期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。

- (1) 内部統制の評価
 - EC(物販)に関する売上高の計上プロセスに係る内部 統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- (2) 売上高の正確性及び期間帰属の適切性の検討
 - ・販売管理システムと会計システムの売上高の一致を確認し、販売管理システムに基づかず会計システムに直接計上された仕訳による不一致がある場合には、その差異の内容の妥当性を確認した。
 - ・金額的重要性を含む一定の条件で取引を抽出し、抽 出された取引について配送会社の配送伝票の受付日 付と売上計上日付とを照合した。
 - ・期末時点における売掛金残高を基に抽出した取引先について確認手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社TORICOの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社TORICOが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

有価証券報告書

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び 適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、 識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項 について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 株式会社TORICO(E37457) 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 27 日

株式会社TORICO

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 東京オフィス

指定有限責任社員

公認会計士 松本 芳和

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 徳永 剛

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TORICOの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。 当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会 社TORICOの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は、2025年4月25日開催の取締役会において、第三者割当による 新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、2025年5月13日に払込が完了している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者の評価の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(継続企業の前提に関する経営者の評価の妥当性)と同一内容であるため、記載を省略している。

EC (物販)に関する売上高の正確性及び期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(EC(物販)に関する売上高の正確性及び期間帰属の適切性)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載 内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。